

平成21年第1回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

開会期日 平成21年3月17日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(12名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	池口公二
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	奥田誠	8番	沖田公子
9番	榎本敏	10番	木本眞次
11番	吉田盛彦	12番	井澗治

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 福田誠 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	谷本圭司
会計管理者	目崎讓	総務政策課長	小倉久義
総務政策課 企画員	浦勝明	総務政策課 企画員	山本敏章
総務政策課 企画員	山崎一光	住民生活課長	清水一則
住民生活課 企画員	和田精之	住民生活課 企画員	福田稔
住民生活課 企画員	廣井哲也	住民生活課 企画員	平田隆文
住民生活課 企画員	藪内博文	税務課長	池田秀明

産業建設課長	大江 克明	産業建設課員 企画員	堀 悦明
産業建設課員 企画員	脇田 英男	産業建設課員 企画員	植本 亮
上下水道課長	和田 幸太郎	上下水道課員 企画員	菅根 清
教育委員会 総務課長	吉田 充伸	教育委員会 総務課企画員	笠松 眞年
教育委員会 生涯学習課長	木村 勝彦		

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 1 号 上富田町介護保険臨時特例基金条例

日程第 3 議案第 2 号 上富田町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 3 号 上富田町集会所設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

日程第 5 議案第 4 号 上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 5 号 上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

日程第 7 議案第 6 号 上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例

日程第 8 議案第 7 号 平成 20 年度上富田町一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 9 議案第 8 号 平成 20 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正
予算（第 2 号）

日程第 10 議案第 9 号 平成 20 年度上富田町特別会計介護保険補正予算
（第 2 号）

日程第 11 議案第 10 号 平成 20 年度上富田町水道事業会計補正予算
（第 2 号）

日程第 12 議案第 11 号 工事請負変更契約の締結について（平成 20 年度
第 5 号 地方道路整備臨時交付金事業 町道市ノ瀬橋線
旧橋梁撤去（その 2）工事）

開 会 午前9時30分

議長（吉田盛彦）

皆さん、おはようございます。

本日もご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第1回上富田町議会定例会第3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（吉田盛彦）

日程第1 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

2番、木村政子君。

2番（木村政子）

おはようございます。「春は名みの風の冷たさや」と言いますが、本当に今日は少しひんやりとしたお天気でございますが、幸先よく1番を引き当てましたので、元気よくやらせていただきたいと思います。

通告に従いまして質問させていただきます。

1番目は、男女共生に関する町民意識調査の結果についてお尋ねをいたしたいと思います。

上富田町では昨年、男女共生推進懇話会というのをつくっていただきまして、男性の皆さんを多数含む構成の中で、いろいろと活発な議論が始まったところであります。皆さんご承知のとおり、男女共生というのは男女が互いに人権を尊重しながら、性別にとらわれることなくそれぞれの個性や能力を尊重しながら、それぞれの個性や能力を發揮することができる社会の実現を目指すということでありまして、

このことについて、町民の皆さんが今どういうお考えを持って、どんな意見があるのかということ意識調査しようということに懇話会の方でなりまして、昨年11月に、1,200名の町民さんに無作為の抽出をして意識調査をするということで実施がされました。あれから3カ月たちましたので、そろそろ集約もできているころではないかなと思います。

私は非常にこの結果について関心を持っておりますので、どういうふうな結果が出て、

今後どういう施策を広げていくのかというあたりについて、町長及び関係の皆さんのご意見をお尋ねしたいと思います。

第2点目につきましては、町の教育方針についてという、えらい漠とした題でございますが、「わかやま女性議員の会」というのを私たちはつくっておるわけですが、そこが2月13日に和歌山市で県の教育長さんと懇談会を持たせていただきました。これは懇談会でありまして、要望する会ではなかったのです。今の現状をお互いに出し合って、県内の教育というのはどのようなかということの意見交換をするという会議でありました。

その中で、和歌山市周辺の方から小中一貫教育についてという問題が出されまして、この紀南地方から行った議員は、一貫教育といったら中高というふうにピンと来るわけですが、和歌山市の方ではもう小中一貫というのが常識になっていると。中高は、もう当たり前やと。小中やという話が出て、かなり紀南と紀北ではちょっと違うのじゃないかという感じを受けたわけであります。

私は、一貫教育が必ずしもいいという認識は持っていないわけでありますが、やっぱりそういう流れになってきていたら、町としてはどういうことでやっているのだろうかということをお尋ねしてみたいなと思いますので、そのあたりについて町長の考えも聞いてみたいと思います。

上中と熊高というのは、ちょうど場所的にも近い関係にありますし、いろいろと交流がされているということは私たちも目にするわけですが、小学校と中学校の関係でいいますと、中学校が1校で小学校5校、各字に点在するという形になりますので、そういう中では中学生と小学生の交流というのはどういうふうにされているのか。特に中学校へ上がったときに中学校ギャップという問題があって、中学校になじめないよという子供さんもやっぱり出てくるというような問題もよく聞きますので、特に教員の方に小学校へ時には行って指導していただくとか、そういうことが実現できるのかどうか。そのあたりについても考えていただけたらと思います。

国の教育方針そのものが非常にころころと変わって、やりにくいよという声が現場の先生方の中にはございます。ゆとり教育が大事なのやということで、授業時間を削ってゆとり教育を重視してやると。それがやっぱり学力低下につながったということで、今度、ゆとりをやめて土曜日も授業するよとか、もっと授業時間を増やすのやとかというふうに、何か非常にころころと変わるという印象がありますが、その中で学校現場の先生方というのはどういうふうな要望とか意見をお持ちなのか、そういうあたりも教育委員会でつかんでおられたら聞かせていただきたいと思います。

子供たちの現状で言いますと、特に理科とか考えを育てるという時間がどんどん減らされていっていると。そんな中で、子供たちの考える力を育てていくというところが軽

くなってきているのじゃないかというあたりもよく聞きますので、その学科ごとの年間の授業数なんかも、もし出ていましたら聞かせていただけたらと思います。

特に教員の問題では、文部科学省が2006年に行いました調査で、公立学校の教員は約92万人ですが、そのうちで病気の休職者が7,655人もいてると。そのうちの精神性の疾患が4,675人もいらっしやると。せっかく志があって先生になられたのに、去年1年間で300人が学校を去っていくと。そういう実情なんかも、最近、新聞紙上でよく目にいたしますが、私の近所で先生をなさっている方とか、知人の子供さんが先生とか、そういう方にお話を聞いても、朝は7時になったら出ていくよ、晩は8時、9時でないと毎日帰ってこんよという話が、もう日常的に聞こえてまいりますので、先生方の仕事が過重になり過ぎていないか、こういう病気になっているという心配がないか、そのあたりについてもお尋ねをいたしたいと思います。上富田町では、現場の先生や子供の声に根ざした施策というのをどう行っているのでしょうか。

教育の2点目としては、不登校児童の適応教室というのを設置していただきまして、非常にいい先生に来ていただいて、実績も徐々に上がりつつあるよというふうにお聞きをしているわけですが、これの実績についてもお答えをいただきたいというふうに考えます。

以上、1回目の質問といたします。

議長（吉田盛彦）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

2番、木村政子議員の質問にお答えします。

質問については、2件ございます。男女共生に関する町民意識の結果についてと町の教育方針であります。日ごろから木村議員におかれましては、教育とか男女共生問題についてご理解とご協力いただきまして、まことにありがとうございます。

質問の趣旨につきましては、総務政策課とか教育委員会の方から答弁させます。

質問の趣旨も踏まえて、私の方から関連して答弁させていただきます。

町そのものは行政レベルを上げるとか教育レベルを上げる、このレベルアップにやはり努力することが必要でございます。その取り組みはしていると私は考えております。

特にこの男女共同参画事業とか教育については、家庭の中の問題とか、社会生活の一般的な問題、これが大きくクローズアップされてきているかなと思っております。和歌山県では、性別にかかわらず男女が安心してあらゆる分野で生き生きと活躍できる環境整備を県民の皆さんと共同して一層進めることとしておりますという、こういうふうとうたわれております。上富田町では、先ほどご質問の中でありましたように、上富田町男

女共生まちづくり推進懇話会を設置しまして、委員は16名で、うち男性が6名、女性が10名、委員長は男性、副委員長は女性の方がなられて、意見交換を行っていただいております。これは、もう全町的にやはり男性のご意見を聞くとか、女性の意見を聞くという立場では、画期的な委員会ではなかろうかと私は思っております。

そういう中で少しお話ししたいのですが、今、少子化の問題がございます。やはりこの少子化の問題というのは、この男女共同の中で大きな問題ではなかろうかなと思っております。特にこういう問題について少子化が進む一因は、やはり女性へ子育ての重きを置いているということが非常に問題あるのではなかろうか。

先日、女性の方で子供を育てている人に聞いたのですが、やはり今の世の中、子育てがしんどいよ、男性とか夫とか地域でも見ていただくような方法がいいよ、その中で、市ノ瀬で子育ての支援保育をしているのですが、あれは嬉しいよという、こういう評価をいただいております。

前回の質問で、田辺のNPO法人に頼ることなしに町もしたいなということで、この緊急雇用の中でもそういう取り組みをさせていただいています。やはり出てくるのは、家庭の中の男性と女性の関係とか仕事の役割が大きいので、結果的ではございますけど、やはりそういう議論をしていただくことが必要ではなかろうかと考えていますので、私自身は、少子高齢化も、男女共同参画事業の一環として考えていただくことが非常に将来にわたって効果が出てくるという、こういう認識をしております。

もう一つは、教育の一貫の問題でございます。

教育の一貫の問題も、これも後ほど、学校教育に対するご質問が多々ございますので教育委員会の方から答弁させますけど、やはり行政としてもそういうことが必要でございます。そのことにつきましては、役場庁内でも検討させております。

例えば保健センターでは、乳幼児の健診は生後2カ月、4カ月、10カ月、1歳半、2歳半、3歳で健診しております。その中で、10カ月目に本を配ったのです。本を配るとするのはブックスタート、要するにその子供の教育が始まるということでございます。できたらこれを1歳半、2歳半にも配れるような方法とか、3歳になってきたら保育所でどういうふうにするのか、また小学校で、中学校で、どういうふうに努力するのかということが出てきます。そういうことを踏まえて家庭の中で取り組む。家庭の中で取り組んだ中でその子一人一人の、言葉は悪いのですが一生の教育、物の考え方が育ってくるような気がします。

できましたら、こういう面については今後とも町としても積極的にさせていただけるようお願いしたいと思っております。

私は今、児童表彰規程をしております。これは、しているというのは、5年生、6年

生の子が中学校へ行ってもスムーズに学校生活が送れるようにしたいということで、1点はしております。

もう1点は、NPOのSEACAへもお願いしていることがございます。これはキッズスポーツクラブをすとか、小学生の子に交流をさすとか、中学校へ行ったときに、もう町内の者が既に顔見知りであるよというようなことを実現することが、小中の一貫の1つではなかろうかと思っております。

行政としましては、できましたら保育所の段階とか小学生の時代に、上富田中学校へ入ったとき、もう既に顔見知りになっているよというような格好のものの取り組みをさせていただきたいと思えます。

いずれにしましても、質問の趣旨は数字的なことでありますので、担当の者とか教育委員会で答弁をさせますので、よろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、山本君。

総務政策課企画員（山本敏章）

私から、2番、木村議員さんにお答えします。

私の場合は、男女共生に関する町民意識調査の結果についてであります。

平成20年11月に、二十歳以上の町民1,200人を対象に、男女共生まちづくりに関する町民意識調査を実施しました。507人の方から回答があり、その回収率につきましては42.25%の結果でした。507人の内訳ですけれども、性別について無回答の4人を除くと、女性が306人、60.4%、男性が197人で38.9%となっており、女性の方が本調査に関心が高いことがうかがわれます。また、年齢層別に見ますと、50歳以上の回答者が310人で61.1%となっており、中高年の方がより本調査に関心が高いということがうかがわれる結果となっております。

個別の設問について分析は現在進めておるところであります。例えば「男性は仕事、女性は家庭」に代表されるような、性別について男女の役割を決める考え方についてどう思いますかと、このような質問の結果を見ますと、女性よりも男性の方が固定的な役割分担に肯定的な方が多いというような結果が出ております。この結果につきましては、県の調査と同じような形になっております。

今後、町といたしましては、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づきまして、男女共生社会の実現に向けて、施策の基本計画を平成21年度をめどに策定したいと考えております。

策定に当たりましては、国、県の男女基本計画を勘案することはもちろんでございますが、平成21年度から和歌山県青少年男女共同参画課、それと和歌山県男女共生社会

推進センター「りいぶる」が計画しています基本計画を策定する市町村をサポートする事業を活用しながら、今回の意識調査の分析結果や上富田町男女共生まちづくり推進懇話会の意見を十分反映した、より実効性の高い基本計画に取り組みたいと考えておりますので、何とぞよろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

教育長、谷本君。

教育長(谷本圭司)

2番、木村議員さんの質問にお答えいたします。

中学校、高校教育の連携の重要性は、ご指摘のとおりでございます。本町でも上富田中学校と熊野高校との間に、ここ数年、そうした取り組みを実施しております。具体的には両校での部活動や生徒活動での交流、花づくり運動の体験行動を通して、中学生に高等学校の教育の一端を体験して理解させる機会にしています。

また、中高での学習状況や指導については、共通認識を図る目的で、昨年度から両校が授業を公開し、お互いに訪問し合って授業参観と意見の交換の場を持っています。今年度1学期に熊野高校の先生方が上中に、2学期には上富田中学校の先生方が熊野高校にそれぞれ相互訪問をし、授業参観と研究会を実施いたしました。

小学校、中学校の連携についてでございますけれども、義務教育9年間を見通して、小学校、中学校が共通の価値観と認識を持って教育に当たらなければならないことは申すまでもありません。それには何よりも、小学校、中学校の教師がそれぞれ学校での教育課程や取り組みを知る必要がありますが、本町では町指定の研究発表会や交流事業を実施しているほかに、町の校長会や教頭会、教務主任会での実践を交流し、お互いが学び合うことを大切にしています。

今年度から小中の連携をより充実させるために、小学校、中学校の共通目標を5つ掲げて取り組んでいます。1つ目は授業の充実、2つ目はあいさつの徹底、3つ目は掃除を真面目に丁寧に、4つ目は自分の好きなことに挑戦する、5つ目は仲間づくり、この5つの目標を掲げて取り組んでいるところでございます。各小学校で取り組み、中学へ送り、中学校ではそれを受けて、より充実して9年間の修業をして送り出すということを目指しています。この5つの目標のもと、各学校で取り組みを交流し、学びを深めていくことが、小学校、中学校の連携に大きく資するものであると考えています。

具体的な連携や交流については、ジュニア駅伝への参加と練習を通して小学校と中学校の連携、花づくりを通しての小学校と中学校の連携、ユネスコ活動の一環としての生徒会の交流、書き損じはがきの収集など、小学校の児童会と中学校の生徒会の交流、特別支援学級、児童、生徒の合同運動、合同遠足、小学校6年生児童の中学校訪問などが

ございます。

また、父兄や教師間の取り組みでは、町教育研究会での小中先生方の交流、町連合PTAによる教育講演会、教員間の授業交流、共通課題への取り組みでございます。

またもう1つ、ゆとり教育の授業についてのご質問についてお答えいたします。

新学習指導要領が改定されましたので、今後、授業時数、ゆとり教育等に含めて、今後、教育の充実のために取り組んでまいりたいと思います。

また、精神疾患等の病気で退職した先生がいるかというご質問については、現在、上富田町ではございません。

あと、不登校に対する質問、適応指導教室のことについては、笠松企画員がお答えいたします。

議長（吉田盛彦）

教育委員会総務課企画員、笠松君。

教育委員会総務課企画員（笠松眞年）

適応指導教室の現状について、2番、木村議員さんにお答えいたします。

昨年10月1日から上富田浄化センターの1室に開所しました適応指導教室に出てきている生徒数は、今現在6名でございます。うち2名についてはほとんど出席できていませんが、4名につきましては不規則ながらも出席してきており、出席日数の多い生徒で要出席日数の4分の1の出席をしています。

適応指導教室での子供たちは、パソコンの操作を学んだり、教科の勉強をしたり、基本の学習ドリルに取り組んでおります。最近では、このうち2名は毎日適応指導教室へ出席している状況でございます。中学3年生の1名につきましては、適応指導教室で受験勉強に備えた学習をし、高等学校への進学を目指して入学試験を受験しております。

どうしても学校登校できない児童生徒は、この適応指導教室への出席を促してまいるとともに、学校現場の先生方と相互連携をより密にして取り組み、不登校児童生徒を一人でも減らせるように努めてまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

議長（吉田盛彦）

教育長さん、国の方針がころころと変わって、現場の先生方が大変困っている声も聞くが、それは現場の声はどういうことかということが1点答弁残ってあるのと、年間の授業数はどんなものかということも聞かれてあったと思うのですけども、その辺の答弁をお願いします。

教育長、谷本君。

教育長(谷本圭司)

答弁漏れがございました。おわびいたします。

教育の方針がころころ変わるというご指摘ですけれども、そういうように考えている先生もおられるかも知れませんが、現在のところ、新学習指導要領に基づいて、今までのゆとり教育、学力低下の問題については、その点で改訂によって十分補えるものと思っています。

そして、授業時数については、理科等々教科ごとに違いますので、今ここでちょっと資料を持ち合わせてございませんので、ご容赦願いたいと思います。

議長(吉田盛彦)

木村君。

2番(木村政子)

教育長のご答弁は、本当に官僚の答弁そのものやなという印象を受けるのですが、公式的にはそういう答弁になるかと思うのです。ですけど、私はやっぱり学校の先生が毎日何時ごろ来て何時ごろ帰りやるよという、それを管理を強めるということではなしに、実際、本当にそんなに長い間、学校におらんと教育というのができないという現実があるならば、それをやっぱり教育委員会としても実態をつかむ必要があるのじゃないかということを私は申し上げたいわけです。そのことで、教育委員会というのは現場でそういうのは早く帰れとか、そういうことをいうような立場ではないと思いますので、具体的にどう指導せよということではありませんが、やっぱりそういう中でいろいろと苦労をしているという実態をもう少しわかってあげてもらいたいなということを私は申し上げたいわけでございます。

実際問題、教育方針がころころ変わっているのは国の方ですから、それは町の方は何にも別段変わっていないよということにはなるかと思うのですが、実際、授業時間の振り分けがその年、年によって変わってきたら、苦労するのは現場の学校だと思いますので、そのあたりをもうちょっと地元に着した形で今後も教育委員会でやっていただければいいなということを要望しておきたいと思います。

教育基本法というのは、すばらしく崇高な理念でもって書かれていると思うのですが、その中には「真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期する」というふうに規定されておりますので、学ぶ意欲とともに生きる力を子供たちが持っていけるように、そういうご指導を今後も教育委員会に要望いたしたいと思います。

1番目の男女共生の問題につきましては、山本企画員の答弁であらすじについては理解をいたしました。が、せっかく取った意識調査の分析にあまり時間をかけると、それを

実践に移す期間というのが遅くなってまいりますので、せっかく推進懇話会でその質問項目についても逐次審議をいたしまして、非常に活発な意見をもって決定された項目でもあります。その中で懇話会の日程でもいいですが、今後どのぐらいでその詰めをしてどういう形でやるというタイムテーブル的なところの予定があるならば、そのあたりをもう少しはっきりしていただけたらなというふうに感じます。

以上、再質問です。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、山本君。

総務政策課企画員（山本敏章）

2番、木村議員さんにお答えします。

タイムスケジュールという点についてであります。現在、分析の方はもう9割以上進んでおります。それで3月中に各委員さんに、今、現状について郵送させていただきたい、かように思っております。

それから今後につきましては、全体の総括部分を、今、取りまとめておりますので、それができ上がり次第、また委員会を開催させていただくという格好で進めさせていただきます。

以上です。

議長（吉田盛彦）

教育長、谷本君。

教育長（谷本圭司）

お答えいたします。

当面する課題の対応につけては、新学習指導要領に示された基本的なねらいを達成するために、研修会、そして内容の研究も含めて取り組んでいるところでございます。特に中学校では進学、クラブ活動等々については熱心に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（吉田盛彦）

以上で2番、木村政子君の質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

1番、山本明生君。

1番（山本明生）

定額給付金についてお尋ねします。

衆議院で、3分の2の採決でやっと決まったわけでありまして。また、多くの方がすば

らしいという政策だと思っていないという報道があり、私も同感であります。しかしながら、法案が議決された以上、給付金を有意義に使い、少しでも景気がよくなるように努力すれば価値ある給付金になると思います。当町において、約2億円のお金が動くことになると思います。また、商工会でプレミアム商品券を計画されているとのことですが、その他、まちおこしにつながる事が可能な企画は上富田町にはないのでしょうか。私はよい機会だと思うのですが。

次に、公衆トイレについてお尋ねします。

熊博以後、特に熊野古道が世界遺産に認定され、八上王子跡、田中神社、稲葉根王子跡を歩く人が増えています。しかし、途中にトイレがあるにはあるが、少人数しか対応ができない粗末なトイレであります。観光バスで来られた場合には大変だとのことあります。また地元、旅人から、公衆トイレの設置ができればしてほしいなという要望がありまして、お伝えします。

以上です。

議長（吉田盛彦）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

1点、定額給付金のことですけれども、定額給付金は国の制度として上富田町で約2億3,000万円ほど支給されます。今の予定では25日に申請書を発行し、できましたら一部のところから年度内に支払いをさせていただくということで計画しております。

具体的なことは総務政策課に答弁させますけれども、問題点もあります。といいますのは申請書そのもの、この理解のできない方、言葉は悪いのですが認知症の方とか、自分で字の書けない方がございます。先日来より、福祉施設につきましてはどのような形のものかいいのかということで、担当の者と副町長で回らせて決めております。

例えば「愛の園」へ行ったときに、認知症の方については保護者の方とか後見人の方に了解をいただいて、もうその事務所そのものですよというような格好はどうですかというようなことをさせていただいております。社会福祉協議会へもそういうことをお願いしています。

こういうお話をさせていただくというのは、皆さん方の端で自分で申請書を理解せんと支給漏れになったら不幸な事態でございますので、できたらそういう方がございましたらご指導をいただいて、多くの方がやはり受け取ることが一番必要かなと思っていますので、よろしく申し上げます。

地域の振興政策については、いろんな情報を収集しております。先ほど議会運営委員

会へお願いして、できたら平成21年度で、4月以降になりますけど専決させてほしいよということをお願いしております。1点は、商工会のプレミアム商品券につきましては、商工会でどういうふうにするかということがございますし、ほかの地域でございましたら役場自体が地域振興券を発行するというようなことはありますけど、その場合は上富田町の商工業の人の振興につながるかという疑問があるというような問題がございます。また率の問題、1万円買ったら1万1,000円がいいのか、1万3,000円がいいのか、1万500円がいいのかという、こういう問題。

おもしろいのは、先着の方に対しては1万円買ったときには1万2,000円しますよと。ところが、この先着も問題あるのです。要するに、同じように発給がみんな行き届いていつでも現金を持って帰れるという条件が整ったときにはいいのですが、4月の段階とか4月の中旬の段階やったら難しいというような問題がございます。

昨日もちょっと議論したのですが、一部の地方では2月1日以降生まれた赤ちゃんにも町独自ですとという、こういう話ですけど、その方がもし3月中にそういう施策を取られるのやったら、4月1日に生まれた子はやはり不公平さが出てくるというような問題がございます。

この問題につきましては、やはり不公平さの問題とか、そういう問題はありますけど、町としましては国の法律で定められたようなことを最有効に使って、早い機会に実施したいと考えますので、ご協力のほどお願いしたいと思います。

次に、トイレの問題でございますけど、朝来地区には朝来駅にさせていただいております。朝来、生馬、岩田、市ノ瀬のロマン街道には彦五郎と若者広場にあります。ただ残念なことに、大きな便所が生馬の谷と岡地域にないのは事実です。

それで、総務政策課の中で補助金をもらえるような方法ないのか検討せよということです。ただ、今のところ世界遺産の関係上、田辺市の部類とか、新宮市とか、那智勝浦町、そういうところを重点的にしているので、上富田町の場合は国や県の施策を取るとするのは難しいのと違うかなと言われております。

ただ、いずれにしてもそういうものを利用して、生馬と岡地区へはさせていただきたいという、こういう認識は持っております。その中で、生馬の小学校の屋外のグラウンドへできるので、地元の方の理解とか、そういうものをもらって、安全性が確保できるのだったら供用して地元の方も利用できるようなものにしたいのですが、これは安全性の問題もあるので、一概にするとかせんとかよう言い切りません。

次に、岡地域についてはできる限りに国や県の補助金をいただけるならばしたいという考え方は持っているということで、担当より説明をさせますのでよろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

総務政策課長、小倉君。

総務政策課長（小倉久義）

1番、山本議員さんの定額給付金についてお答えをさせていただきます。一部、町長の答弁と重複するところがあるかも知れませんが、ご了承をお願いいたします。

当町では、外国人登録などを行っている外国人を含めまして6,371世帯、対象者としましては1万5,396人に対して、基本的には1人当たり1万2,000円、18歳以下及び65歳以上の方につきましては2万円ということになっているわけですが、総額で2億3,441万6,000円を給付する予定でございます。

こうしたことから、プレミアム商品券のほかに、まちおこしにつながる企画はないのかのご質問でございますけれども、この3月1日現在の全国的な状況を見てみますと、約1,800の市区町村のうち、プレミアム商品券の発行は698市区町村が予定されております。それから県内では当町を含めまして、これは3月1日の状況ですが、6市区町村が計画をしております。それから、商工会等による消費拡大セールが全国で117市区町村、県内では新宮市が予定をしているようでございます。

それから、寄付を募って他の施策に活用する取り組みが全国で64市区町村、県内ではございません。

なお、寄付によるこの施策の内容は、現在、公表されておられませんので、ちょっとわかりません。わからないというのが現状でございます。

また、民間での便乗企画としましては、定額給付金の旅行プランやグルメプラン、それから、健康マットなどの健康商品の販売プランなどが商品化されているようでございます。

こうした中、当町ではプレミアム商品券の発行について協議、検討を現在しております。過去の商工会が発行した経緯を見ますと、99.9%が利用されて換金されるということでございますので、これにつきましては一定地域振興につながるものということで、プレミアム商品券につきましては推し進めていきたいというふうに考えております。

それから発行枚数等についてでございますけれども、現在未定ですが、10%のプレミアムを付加したいと思っております。

それから、発行時期につきましては定額給付金がある一定の給付が進んだ時点にと考えて、21年度予算において専決をしていただいで対応したいというふうに考えていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、これ以外のまちおこしにつながる施策について寄付金を募り、活用してはどの

ことでございますけども、平成20年度よりさわやか上富田まちづくり寄付金制度を設けて取り組んでおるところですけども、この寄付金の活用は自然環境の保全、子供たちの健全育成、その他町長が認める事業としていることから、もし申し出があればありがたいとお受けをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、山本君。

総務政策課企画員（山本敏章）

1番、山本議員さんにお答えします。私からは、公衆便所についてであります。

現在、熊野古道沿いのトイレに関しましては、三栖王子にあります善光寺のトイレから約2キロ経過した跡に八上王子の境内にトイレがございます。それから約2.5キロ経過しまして、稲葉根王子にトイレがございます。その後、約1キロ経過した後に、市ノ瀬若者広場にトイレがあります。また臨時的ではありますが、田中神社で大賀八まつりをやる期間中は簡易トイレも設置しております。

しかし、いずれにしましても、市ノ瀬若者広場のトイレ以外は小規模なものでございます。

先ほど町長の説明の中にもありましたが、熊野古道沿いの公衆トイレの必要性については十分理解できる場所でございますので、今後、国、県の補助金につきましても調整、またそれから研究の上、公衆トイレを設置できないか、前向きに検討したいと考えておりますので、何とぞよろしく申し上げます。

以上です。

議長（吉田盛彦）

1番、山本明生君の質問を終わります。

10時30分まで休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

議長（吉田盛彦）

再開をします。

一般質問を続けます。

12番、井濶 治君。

12番（井潤 治）

私は、住民が主人公の町政をつくるというために、今、上富田町で起こっている問題、あるいは町民に降りかかっている諸問題について質問をしたいと思います。

まず、雇用の問題です。

その前にちょっと紹介しておきたいのですが、今、日本及び世界において資本主義の手法というものをどういうふうにしたらいいかということで、大変なとまどいがあります。アメリカはもちろんそうですけれども、日本の経営者もそういうとまどいの中にあります。そして、日本社会を支配してきたアメリカと、それから大企業を中心とした財界のこの2つの主導機関が疲弊していくというのですか、麻痺して、どういうふうな舵取りをしていいかわからないという状況が起きてきています。

そういう中で、おもしろいことが起きたのですね。それは2月25日に、株式会社の監査役などでつくる監査懇話会というのがあるのですけれども、そこで、日本共産党はどんな日本を目指すのかというテーマで講演をしてほしいという依頼があったそうであります。こんなことはめったにないわけですが、この監査役の中に、ある県委員会の委員長、の友人がおって、共産党の話も聞きたいと。今はもう共産党の話も聞いてみらんあかんということで、誰がそのつばをつけるかということになって、私は志位委員長をよく知っているから言うてあげらということで行って、話をしたそうであります。

120人寄っていて、大体1時間半か2時間近い話がされたそうですけれども、非常にこの話がわかりやすい、わかってくれて、そのとおりやなど。投資の問題などはそのとおりだなというような返事が返ってきました。

ただ最後に、日本共産党として未来社会に進むに当たってどういう方針だということが、やっぱり経営者として気になるという話があったそうであります。そこで志位委員長は4つのことを話して理解をしていただいたところ、ああ、それでやっと共産党に投票してもいいなという人が出てきたということが言われているわけであります。

まず、その1つは、国民の合意を得て進むこと、日本の社会を変革するのに。2つ目には、生産者が主人公を貫く。3つ目には市場経済、ここが大事なのです。市場経済を通じて社会主義に進む。4番目、自由と民主主義など価値あるすべてのものを継承し、発展させると。

このことを聞いてその友人は、絶対に共産党なんかと拒否しやっただ人らしいのですけれども、やっとこれで日本共産党というものは安心できる政党だというのがわかったと。よっしゃ、今度、わしも入れるということが言われているそうであります。

そういう中であって、雇用の問題が非常に大きな問題になってきております。まず、雇用の問題です。

一方で、非正規の労働者の首切りがあるかと思えば、片方でゼネコンが、準ゼネコン、ゼネコンを含めて、政治家、あるいは政党自身、政党の資金管理団体に多額の寄付をするという、まことに金と政治の関係が不透明なところが、今、大きな問題になってきて、和歌山県選出の方もそういう中に渦中におるといって、非常に残念な事態が起きているところでもあります。

そこで、まず雇用の問題ですけれども、1つは、このような状況というのは、もう私がこのような状況でいちいち説明するまでもなしに、上富田の状況も同じであります。仕事がない、仕事がない、何とか仕事を紹介してくれという話がたくさんあるわけですが、町内の町民の雇用の状況というのをどう把握しているのかということは、これがまず1つの質問です。

中身としましてはいろいろあると思うのですけれども、法人住民税を払っている企業が上富田町にも幾つかありますけれども、そういう企業の状況はどういうふうになっているのだろうかという問題をお聞きしたいと思います。

2つ目には、企業立地促進対策助成を受けている企業というのが上富田町にも存在するわけですが、この企業の状況はどういうふうになっているかと。

3つ目には、今のこの不況を乗り切るには補正予算を組んで、そして景気対策をつくるのだというふうに盛んに言ってやっているのに2つあります。特に市町村にかかわることで、1つは、ふるさと雇用再生特別交付金というやつです。これは交付金ですので、金をくれるわけですね。これについてどういうふうな方向づけを、これは幾つかのメニューはあるのですけれども、その方向づけをどういうふうにして取り組むことなのかということが3つ目の質問です。

4つ目には緊急雇用創出事業という、この交付金の問題があります。これも同じであります。

景気対策、景気対策と言いながら、片方でそういう物を買う購買力というのをつけるという、そういう予算とか、あるいはそういう制度というものについて力を入れるわけですが、一方でこの国民の暮らしですね、国民の命と暮らし、命を、特に医療とかそういうものを守るところにはきわめてお金が手薄いという状況が続いている中での雇用問題について、まずお聞きしておきたいと思います。

次に、介護保険の問題であります。

第4回目の介護保険が4月から始まるわけですが、9年間たって、これは公費負担というのは割合が1つも変わらないわけですね。最初は50%あったのですけれども、それは大変だということがわかって25%になって、それ以後は、もうそれはほんなら30%、40%にしましょうかというようなことがないままに、サービスだけはど

んどん増えていくということで大変なことになってきたと思うのです。

今回の介護保険の値上げの問題でまず言いますと、全国平均の値上げは前回は4,090円だったのですけれども、4,290円で200円の引き上げになっております。当町の値上げは全国平均、月4,290円に対して4,962円ですか、平均、割り算しますとね。約670円の引き上げになると、全国平均に対して。当町の3回目の4,442円に対しては、約520円の値上げになるということが言われているわけですね。

付近町村を見ても、すさみ町が4,783円で493円、田辺市は492円、白浜町は680円と。特に医療抑制が進む中で、事業所をたくさん持っているところはサービス量がどんどん多いということで負担が増えて、取り切りました。ところが医療抑制がされた結果、それを利用しないという状況が生まれてきたわけですね。そうすると、お金が余って仕方がないから何とかしてこれを使わないかんということで、白浜なんかはどかっと入れた。けれども、まだ上富田町よりも高いという状況があるわけですね。

そういう中で、まず1つの質問は、今度の保険料の値上げの中で幾つかその要素、要因というのを挙げられているわけですが、まず事務的なことを聞いておきたいと思います。

1つは、65歳から74歳までの高齢者で、これは介護1号ですが、介護保険料1段階の人と、それから国保の低所得者の人の合算した月額、月負担はどれくらいになるかという問題ですね。

それから年齢75歳以上の高齢者、後期高齢者ですが、介護保険料はこの人たちも払います。その人の介護保険料の1段階と、後期高齢者医療保険の最低の所得の人の保険料の月額、合計合算額ですね、どれだけになるのかと。

それからもう1つは、3つ目には、今回の改定に伴うところの介護保険料の各段階に連なる人数はそれぞれ何人になるかということです。

それから、4つ目には給付額ですね。給付費の第3期目、第4期目、各3年間の合計額、4期目は見込みです。見込みの合計額の差はどのくらいになるか。これが4つ目です。

それから5つ目には、介護保険料の第3期と第4期の各3年の合計額。4期目については見込み、の差はどうなるかということですね。

そしてもう1つ、これは私も一応計算しているのですが、当初予算ベースで平成20年と平成21年の介護保険の保険料の差はどんなになるかと。これは、さっきの5番のやつが出てきたら大体わかるのですが、これが、まず大きな問題の1点です。

次に、介護保険のもう1つの大きな柱であるところの認定の問題ですね。介護保険の

認定の問題があります。今回は、介護保険の認定で非常に悪くなってきているということが言われております。

そこでまず1点は、新しい認定のための調査項目ですね、これが数十項目減ったというふうに言われているのですけれども、クエスチョン1は何項目減ったのか。その減った項目の特徴はどうか。それから、この減った項目について、審査会の委員さんから意見を聞いたことがあるかということを知りたいと思います。

そして、それぞれの新方式の問題点というものを挙げていただきたい。これが2つ目です。

それから3つ目は、介護報酬を定率3%で引き上げるという問題です。この3%で果たして介護労働者などの待遇改善、労働拡大、雇用拡大、意欲拡大ということが可能なのかどうか。上富田町はこれに対して給付金があるわけですが、後で2回目にやりますから、給付金があるわけですが、この保険料値上げに係るところの3%分に、その要するに国から出してくる特別な2009年と2010年ですね、2年間にわたって、2009年については全額、その3%にかかわるところの全額、2010年については半額と。半分ということの国庫負担がつくわけですが、その分について満額になるのか、ならないのか。で、その満額にならない部分を住民負担にするのかどうかという問題があります。それをまず聞いておきたいと思います。

以上、第4期改定の問題ではそのぐらいにしておきたいと思います。

次に、教育の問題です。

まず、ここに書いていますように、1つ目の問題、質問は、中学生の高校への進学率、あるいは就職の状況というのはどんなものか。

それから、高校進学後の退学する者はやっぱり大分あるのかどうかということ、数字でこれは見たいと思います。

それから3つ目には、教育の父母負担の状況について、そこに書いていますように、児童生徒の持ち出す個々の家庭からの負担を学校別、学年別に集計され、その使い道を明らかにされたいと。

そこで、学校別、学年別については後で資料をいただくことにして、その各学年の、例えば小学校の1学年、トータルでは幾ら、2学年は幾らというような形で答弁を願いたいと思います。そのあとの何小学校の何々はどうかというのは、それは結構です。それは後でいただきますので、それを言っていただきたいと思います。

それからもう1つは、そういう意味で義務教育の無償というのは、憲法第26条の第2項に「義務教育は、これを無償とする」ということを書かれているわけですが、そういう中で父母負担の小中学校の総額は幾らになるのかと。そして、そのことは平成

21年度の上富田の小中学校の教育費、小学校費、中学校費ですね、その総計に対してどれぐらいの割合の負担を補うことになるのかというのが3つ目です。

それからもう1つ、そこにも書いていますけれども教育上の課題ですね。そういう父母負担の中から、いろんな形のものが出てきます。そういう中で、この上富田の教育の課題、先ほど2番議員さんからもいろんな問題提起があったかに思うのですけれども、教育の課題はどういうふうに考えているのか。どういう課題があって、それをどういうふうに解決される見込みなのかということを含めてご答弁願いたいと思います。

それから次、町土の均衡ある発展の方向についてです。

これは、まず1つ目は、町土の均衡の取れた発展にどういう方針を持っているか、方向性を持っているか。これが1つです。

2つ目には、いよいよ農業と商工業の連携を取っていくということが非常に生まれてきています、いろんな形で。しかし、その連携をどう取っていくのか、今後発展させていくのか。これが2つ目です。

それから3つ目には、そうであったとしても、連携するのであったとしても、その中で農家の占める位置というのは、上富田では大変大きな位置があるかと思うのです。ところが、その農家に最近異変が起きています。どういう異変かといいますと、まず、農家所得の格差の問題です。これは、ほかの企業と同じように、農家の、個人の、個々の農家の所得格差というのが非常に大きなウエイトを占めてきております。これをどういうふうにとらえていくか。

その中で2つ目は農家の経営者が、中堅以上の経営者なのですけれども、その農家にこういう質問をしてみました。あなたは自分の子供に農家を継がせますかと。実は、悪いけど継がせないのです、だから、大学へ入れたり教育に力を入れるのだというようなことが返ってきました。

そうすると、あと何年かする間に農業の、今までどんどん発展させてきたミカンや梅とかスモモとかいうものがどんどん植えられているのだけれども、その植えられたものが空洞化していくということですね。あるいは、それを法人化していく等いろいろな道はあるかと思うのですけれども、それが空洞化していくと。

そうすると、農業所得でこの町のある大きな財政のウエイトを持っているところのものが大変な問題を醸し出すのではないかと。だから、そのところをどういうふうに考えているかと。

それからもう1つは、そういう中であって農業と町とJAですね、JAとの関係というのを拡大発展させる必要があると。単なるちょっとした補助金を出すというようなことじゃなしに政策的に、上富田の農業の政策的なことはやっぱり町が責任を持たなきゃ

いけない分野だと思うのですね。だから、そういう中でどうしていくのかという問題があります。いろんなこと、それは1つ大きな立場で聞いておきたいと思います。

それからもう1つ、最近、農業を経営する上で経常経費、農薬とかそういうものが非常に高くなってきているのですね。ウエイトを占めてきているのです。特に、例えば1つ例を取りますとね、ダイセンというのがあります。これは梅などに使う薬なのですが、1キログラムの値段が同じ農協であつてもうんと違うのですよ。例えばね、紀南農協では1キロ1,790円するのです。ところが、有田のJAでは1,200円なのです。600円の差があるのですね。

これに対して、農家の皆さん方は非常に不満を持っています。なぜこんなに、同じ農協であつて違うのかと。特に農林省指定の農薬というのは、使わないと今はもう出荷できませんから、そういう薬品歴、消毒歴というのを出さなきゃいけないわけですけども、これだけの差があるのはおかしいやないかと。

それはまあ有田の方はね、民間の商売人のところと非常に競合関係にあつてやりやると。でも、紀南も同じように安いところはいっぱいあるのですよ。あるのだけど、農協で買いなさいということになっているでしょう。だから、それだけの差というのは経営に大きな問題点を生じてきている。この問題を、まず聞きたいと思います。

それから、町土の均衡の取れた発展のところでも1つだけ提案的に申し上げておきますと、例えば今、上富田町鳥瞰図ということで上から見ますと、どこが遅れているかと言ったらね、町土の均衡的な発展でどこが遅れているかと言ったら、下鮎川と岡なのです。下鮎川は、上へずつと行って通ってみたらわかりますけど、消防の自動車がぶわーっと勢いよく上って勢いよくおりられるというような状況じゃないですね。ここが1つです。これはもう例えば東南海地震が起きたときに、あるいはそういう避難するとかいうときは大変な混乱になると思いますね。

それからもう1つ、岡の下岡ですね。下岡の岡川の上流に向かって左側のあの田んぼのところですね。あそこは前にも火事がありましたけれども、消防車はやっと1台入って、もうぎしぎしですね。どうしようもない。あそこを1つ道が抜けないと、こっち側の1級県道の35号が通っても、あそこの道が1つなかったらどうも逃げ場もない。そして、あそこに田んぼがたくさんあるのですね。その田んぼの活用すら、今、大変な問題を抱えて、若い農家の経営者たちは、青年は悩んでいると。そこで、これをどういうふうにも均衡させる発展。この2つの点は、どうしても地元の説得についてね、例えば道をつけるについて下鮎川を説得してこいと。そしたらつけたらよという、町長はご丁寧な発言がありましたけれども、そうじゃなしに、政策的にここはね、やっぱり上富田を均衡取れた発展、東南海地震から住民を守る立場、いろんな立場から考えても、ここの

点については何とかの研究をし、努力をして取り組んでいかなきゃならない問題ではないかというようなことが、私は言えるのではないかと思います。

そうしますと上富田の道路網という点では、非常に有利な道路条件というのを完備するということと言えるのじゃないかというふうに思います。そこらについて1回目の質問を終わります。

議長（吉田盛彦）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

まず1点目の雇用の問題でございますけど、昨年9月から非常に厳しくなっているかなと考えております。そういう中で、職員ともどもこの町の状況とか全国的な状況を見ております。それで、ちょっと質問の趣旨は違いますが、非正規雇用、要するに契約とか派遣とかそういう問題が出てきます。そういうものについて、これはもう正式なものではないのですが、総務省の労働力調査詳細結果2008年の数字をちょっとほかのものと見たのです。今の雇用形態で約33.7%が、そういう契約社員とか派遣とかパート、アルバイトになるよ。女性では53.5%、24歳以下とか若者がその多くを占めているというような格好になっているのが実態らしいのです。

このことを踏まえて、上富田町の企業へも聞いたのです。やはり契約社員とか派遣社員がございませう。なぜ派遣や契約にするのかといたら、極端に言ったら若者の定着率が悪いよ、そういうことで契約や派遣にすることによって、その子の定着率が続くんらば正社員でしますよということで正社員にしてくれた企業もございませう。

ここらのその労働力、勤勉意欲に対する考え方も、やはり我々自身も勉強しなければ経営そのものが成り立たんということのご認識は、1点いただけるようお願いしたいと思います。

上富田町でも、派遣切りとか契約で更新せんというケースを聞いております。これは、企業からも聞いたのです。聞いたのですが、町長、実態はこんなものやでと。ある運送業者に聞いたのです。昨年度まで100やったら、1月やったらその仕事が3割か5割。減かと聞いたら減と違って、100のものが3割か5割になったよという、これが実態です。

今の段階におかれましては、1企業を挙げてこういうふうになっているよということは公の場で答弁は差し控えさせていただきますけど、やはり上富田町のいろんな企業についてはそういう実態であるし、そのことが運送業まで波及しているという認識をしていただきたい。そのことは放置することなしに、いろんな計画はしておりますけど、上富田町、残念なことに50億程度の予算規模で、その経常収支比率が94%でございま

す。役場そのもので、そういうものの対応をできるような予算的に財政的な規模でないという認識も、またご理解をいただけるようお願いしたいと思っております。

2点目の、この助成を出している企業については、担当の課長らよりさせます。

次に、3番目のふるさと雇用再生特別交付金と緊急雇用創出事業については、これは県とか国の方針に基づいて具体化しております。私もちょっとクレームをつけたのです。クレームをつけたというのは、たとえ3年間の期限つきであっても役場が直接雇用したらいいのですけど、役場の直接の雇用は対象にならんよということです。3年間であろうと役場ができるようやったらいろんなことをしたいのですけど、できないことがございまして、NPO法人のSEACAへお願いするとか。役場の仕事については、ほかへいったん頼んで役場の仕事をさせてもらうというようなことはできんことがございます。これは具体化、事業としてはこういうしたい仕事ということを具体化していますので、それはもっと担当より説明をさすということにさせていただきたいと思えます。

いずれにしても、今の経済状況でありましたら、私自身、当分の間、続くという認識をしております。皆さん方につきましても、できましたらそういう面をお願いしたいと思っております。

次に介護保険料でございますけど、3期が終わりまして4期になります。4期につきましては、上富田町は1カ月520円を値上げ改定させていただきたいと思っております。このときに職員に聞いたのです。なぜ介護保険料を値上げするようになってくるのかと。やはり高齢化比率が高くなってくる。これは上富田町は大体0.5%、1年間で上がってきます。で、利用量が多くなってくる。利用量が多くなってくるということの中で、どういう利用の形態が多くなってくるのかといたら、在宅介護の利用が多いらしいです。上富田町にも在宅介護をしていただける事業所はございますけど、上富田町に加えて、田辺、白浜の業者そのものも上富田町へ来やるよということです。

できたらこういう利用実態を町民の方に説明して理解していただく中で、この520円について了解をいただけるというようなことで取り組みよという、こういう指示をしております。できたら次の段階で、これは520円を下げるというように町挙げて努力しなければ、やはり介護保険で老人の方々はしんどいな。ただ、これを強調するばかりに本来利用したい人ができんようなことのないようにする必要もまた反対にあると思っておりますので、その点についてはご理解をいただけるようお願いしたい。

もう1点言ったのは、余剰金、要するに基金を大きく積み立てることなしに綱渡り、要するにもうその年その年、これはもう介護保険はその年だけにはなりませんけど、1期はもう決めた段階でございますけど、その期終わったときに余剰金をあんまり出すことがいいのか悪いのかも検討せよと言っていますので、これらの実情につきまして、で

きたら皆さん方でご理解をいただきたいと思っております。

次に、介護認定の新方式でございますけど、これはもう端的に言いましたら全国的に町村会の審査会でばらつきがあるよということでございますので、そのばらつきを改正するというのが主なものであるという、こういう認識しております。

上富田町の場合でありましたら、審査会の皆さん、いろんな形で勉強し、適正に審査していただいているという判断をしておりますけど、やはり市町村間でそういうばらつきがあるということのご認識をお願いしたいと思います。

次に、介護報酬改定が3%で介護労働者の待遇改善になるかということでございますけど、やはりそのことは事業者によって運営の方針とか経営の方針は異なるように考えております。そういうことで、すべての事業者においてこの3%が労働者に還元されるのかといたら、これは我々の関知できる部分とできん部分がございます。むしろできん部分が多いなと思っております。

できましたら事業者の皆さんにお願いしたいのは、やはりこういう介護労働者についても待遇改善に取り組んでいただけるようお願いをしたいと思いますと思っております。

教育問題については、教育委員会の方から答弁させます。

次に、町土の均衡のある発展でございますけど、上富田町はまだましな方でございます。国道311号、国道42号、上富田すさみ線、上富田町南部線を軸に均衡ある発展をしていると思っております。むしろ私に言わせれば、田辺市の都市計画は今、芽が出てきているのです。私も真似したいなと思っております。むしろこういう役場の前からこういう道をつくるということでマスタープランをつくって、そこへ家を建てさせるということないとか、そこについてはセットバックをせよという、その長期的にこの50年、大層に言いますけど100年を見てすることが、前段の都市計画では必要ではないかなと思っております。

そのことで私に収容権を与えていただいたら一番いいなと思うのですが、都市計画は収容権を伴う事業でございますけど、上富田町は残念ながら私そのものに収容権がないのです。できたら、少しは厳しくはなりますけど、やはり町民の皆さんの理解を得てマスタープランをつくって、その部分については公共的に役する部分は家を建たんよとか、家を建つときは引っ込むよという考え方も上富田町も必要になってきたというご認識をいただきたいと思っております。

その中で、下鮎川の問題と後辺の問題のお話があったのですが、そういう意味においては、後辺の町内会の皆さんとは話していませんけど、下鮎川の町内会の皆さんとは話しております。できたら、用地の解決しているところから待避所でもつくってほしいよということでつくらせております。先日も、もとの下鮎川の本線からお寺へ上る道に

ついても、部分的でもこの水路の上へふたをかぶせるというような方法をしてほしいよ
ということの申し出がございます。

いずれにしても、井瀬議員も地元の方と十分話していると思うのですが、後辺
の皆さんとか下鮎川の皆さんと話をする中で、ああいう変形なところであっても変形な
りに物事が処理できるような格好で対応しますので、ご協力をいただけるようお願い
したいと思っております。

農業についてですけど、農家の所得格差が出てきたのではなかろうかということす
けど、そのとおり、私は出てきたと思っております。例えばの話ですけど、ミカン1個
をつかって、このフードプランで9月の終わりから10月にかけて出荷している皆さん
と、12月の末に出荷している皆さんでは相当価格差が出てきております。上富田町は、
できたらもう青切ミカンでするしかいいのではなかろうか。そういうことをしてほしい
のですけど、やはり従来の考え方を持っているのは、ミカンはそうではなしに従来どお
りの栽培方法をすることがいいのやという、こういう認識を持っております。役場自身
は、むしろこういう体制に合わせた出荷体制をつくるとか、品種そのものも「日南の
姫」というのがあるのです。そういう方へ切り替えてほしいよという、こういう考え
方を持っているのですけど、残念ながら理解が得られないのが状況でございます。

この際、皆さんにお願いしたいのは、やはり出荷が主でありまして、栽培することが
主でない。出荷に基づいて買っていただけるような栽培方式を決めていただくというこ
とで、できたらお願いしたいなと思っております。

よく言われるのは夕張メロンでございますけど、やはり品質管理を農家全体がする
ということをお願いして、産地形成をして、高い価格の安定の時期にしていだけるとい
うような格好でお願いしたいと思っております。

もう1点お願いしたいというのは、上富田町のインターネットを見たら、農家の若い
人は相当インターネットで販売しています。そういう新しい考えも持って販売するのが
いいのかなという1つの問題。それともう1つは、行政と農家の皆さんと組んで都市の
方へ販売に行くというようなことをできたら考えていきたいな。それで、この間も研究
せよということで、4トン車を改造して販売に行く方法はないかとしたのですけど、相
当お金がかかります。そのことが農家の皆さんがついてくるかこんか。というのは、販
売の時期は収穫の時期にかかります。そういうことで、農家の皆さんにそういうことが
できるかできんかということもありますので、今後とも農家の皆さんと協議して対応し
たいと思っております。

次に、JA紀南の農薬とか肥料の単価の問題ではございますけど、このことについて
はそういう質問あったということをしてJA紀南の方へ伝えます。ただ私自身も、例えばの

話ですけど、スーパーセンターの農薬、JA紀南の農薬、そういうものについて価格差があるのではなからうかというご意見も聞いていますので、できましたらご意見はあったということを言いますが、やはり経営そのものことですので、これはJA紀南の方で判断していただくということになるということのご了解をいただくようにお願いしたいと思います。

詳しいこととか事務的なことにつきましては、担当より説明させます。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、山本君。

総務政策課企画員（山本敏章）

12番、井濶議員さんにお答えします。私からは、雇用問題についてご回答させていただきます。

まず、当町における雇用の状況についてであります。アメリカのサブプライムローン問題に端を発した世界同時金融危機が起こり、世界恐慌以来とも言われ、経済活動にも深刻な影響が出ており、景気は一段と悪化しております。このような状況下にあつて、当町においても雇用状況は悪化しており、大変危惧している状況にあります。

上富田町内の非正規労働者の雇用状況についてであります。例えば何人解雇されたのか個別に企業に問い合わせしましても、明確なデータを取得することができない現状にあります。そこで、ハローワーク、田辺公共職業安定所において、個別の企業情報及び市町村別のデータの提供はできないなどのさまざまな制約はありますが、最新のデータとなります1月末現在で、ハローワーク管内で、つまりみなべ町、田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町において、ハローワークカードを受けて求職活動をされている方はフルタイムで1,543人おられます。パートタイムでは625人、計2,168の方がおられます。

そのうち1月の求職新規登録につきましては、フルタイムで528人、パートタイムで203人、計731人で、そのうち会社の都合により職を失った方が140人おられます。なお、前年度の1月の求職新規登録者の人数、フルタイム、パートタイム合わせて635人に比べますと、約15%上昇していることとなります。

次に、企業立地促進対策助成を受けている企業についてであります。現在のところ企業立地を行ったのはNTN紀南製作所の第2工場は該当します。NTN紀南製作所は平成18年度に上富田企業団地内に1万8,045平米の工業用地を購入し、平成19年度に工場としての建物で7,220平米を建築し、平成20年中に製造機械で約24億4,500万円の償却資産を設置しております。

これに対しまして、上富田町事業所等立地促進要綱第4条第3項の規定に基づき、平

成20年度に用地取得奨励金としまして2,675万円を助成しております。平成21年度には要綱の第4条第2項の規定に基づき、事業所等の設置奨励金としまして、平成21年度当初予算に600万円を予算計上しております。

NTN紀南製作所は車等で使用するベアリングを製造しており、世界的な景気の悪化も受け、1月下旬には1週間程度の操業停止を行い、現在も生産調整の実施を行っている状況にあります。

このような企業を取り巻く厳しい経済情勢下にあつて、2月末で派遣労働者の雇いどめが行われております。世界的な景気の悪化を受け、一企業では対応が大変困難な状況にあると考えますが、奨励金を支払うに当たり正規職員の雇用確保に努めていただくよう申し入れたいと考えております。

それから、ふるさと雇用再生特別交付金の具体化についてであります。この事業は国がふるさと雇用再生特別交付金を都道府県に交付し、県が基金を造成し、この基金を活用することにより地域の雇用再生のための地域求職者等の雇い入れを行う、雇用機会を創出する事業であります。

現在、町では委託事業として、就学前児童の育成支援事業を県に申請しております。この事業の内容ですけれども、子供の一時預かりやスポーツを通じて、就学前児童とその保護者間の交流を事業として計画しております。事業期間は3年間です。3年間の事業費は2,196万円を予定しており、全額国費で賄うことになります。

緊急雇用創出事業の具体化についてであります。この事業は国が緊急雇用創出事業臨時特例交付金を都道府県に交付し、県が基金を造成し、この基金を活用することにより、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者の失業者に対し、次の雇用までの短期の雇用、就業の機会を創出、提供する事業であります。現在、5つの事業について県に申請中であります。

事業の内容ですけれども、環境整備事業として彦五郎堤防沿いの花壇の整備、富田川の立木の伐採、雑草の草刈り、尾崎川の浚渫、道路環境整備事業として町道及び健康増進のためのトリムコースの雑草除去、雑草等の伐採、これにつきましては町が直接実施することで計画しております。

また、第3次上富田町行財政改革大綱に盛り込まれていません職員の定員適正化計画に基づきまして職員数の削減に取り組んでおる現在であります。県からの権限移譲が具体化してくる中にありまして職員の業務負担が増大することから、宿直業務の委託を計画しております。事業期間は3年間で、3年間の全事業費は2,411万円を予定しており、これにつきましても全額国費で賄うことになります。

雇用問題については以上です。よろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

住民生活課企画員、和田君。

住民生活課企画員（和田精之）

12番、井澗議員にお答えいたします。

まず、第4期改定の介護保険につきましてのまず1点目の介護保険料なのですが、まことに申しわけございません。1点目、2点目の国保税と後期高齢者の掛金、合わせてどうなるかというのをただいま資料を持ち合わせておりません。後ほどということでよろしく願いいたします。

3点目の21年度の介護保険料の段階別でございますけど、見込みとしまして3,168名を見込んでおります。第1段階、老齢年金受給者で世帯全員が非課税の方につきましては、48名の方を見込んでおります。第2段階の本人が年金所得が80万円未満で世帯が非課税という方につきましては、694人を見込んでおります。第3段階の本人及び世帯全員が非課税で第2段階に該当しない方ということで、535名を予定しております。第4段階ですけれども、これにつきましては第4期で保険料の弾力化ということで新たに設けております。これにつきましては、課税世帯であります但本人が年金所得80万円以下ということで、557名を見込んでおります。率にしまして17.6%の方が、今回、弾力化で保険料が若干安くなると、このように思います。で、第5段階で、世帯の中に課税者がいるが本人は非課税で、第4段階に該当しない方と。これが標準でございますけども、355名を予定しております。第5段階につきましては、本人課税で合計所得が200万円未満の方ということで、733名を予定しております。第6段階、本人が課税で合計所得が200万円以上ということで、246名を見込んでおります。合計3,168名としております。

続きまして給付時の見込みでございますけども、第3期、平成18年度、19年度は決算でございます。20年度は決算見込みということで、約ですけども24億4,300万円を見込んでおります。

第4期の給付費ですけれども、見込みで28億8,200万円、金額にしまして4億3,900万円の増加を見込んでおります。率にしまして18%の増加ということで計算しております。

続きまして5番目の介護保険料の年額でございますけども、第1段階は今回2万9,700円ということで、第3期と比べまして3,100円の増加、第2段階も第1段階と同じく2万9,700円ということで3,100円の増加、第3段階につきましては今回4万4,600円ということで、第3期と比べまして4,700円の増加、第4段階につきましては5万3,500円ということで200円の増加と見込んでおります。

第5段階につきましては5万9,500円ということで6,200円の増加、第6段階につきましては7万4,300円で7,700円の増加、第7段階につきましては8万9,200円で9,300円の増加と。これにつきましてはいずれも年額でございます。

続きまして6番目の保険料でございますけども、保険料は当初予算ベースで対前年度比で353万2,000円の増、率にしまして2.9%のアップで積算をしております。

続きまして大きな2点目の介護の認定新方式につきまして、まず1点目の項目でございますけども、現行の82項目から14項目除外、6項目追加の74項目になりました。これにつきまして、主なもので14項目の除外としまして、麻痺とか一部他の部分と重なるものを削除しまして、新たに認知症等々の関連の調査を増やしております。

それと審査会の意見ということなのですが、先生方には研修を受けていただいております。ただ、意見は聞いておりません。

それと今回の問題点ということなのですが、あくまでも国の方ではばらつきがあるということで改正するものだと認識しております。これにつきましては問題はないと考えております。

続きまして、介護報酬改定3%につきましてですけども、今回、改定率3%ということで、内訳ということで在宅の分で1.7%、施設分で1.3%の合計3%の改定となっております。これにつきましては必ず3%上がるかと言ったらば、そのように考えております。ただ、追加ということで人員を確保しているとか、一定割合専門的な方を、資格を保有されている方を雇用されているとか、そういう場合、追加等あると聞いております。

それと、この影響につきましては国の方では21年度で影響の検証事業を行うと聞いております。町としましては、この結果を待ちたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

教育長、谷本君。

教育長（谷本圭司）

12番、井潤議員さんに教育問題の件についてお答えいたします。

ご質問の新中卒の就職の状況、進学についてでございますが、今年度、全員が高等学校及び高等専門学校への進学を希望しています。

町内出身者の高校進学後、退学者等の状況でございますが、いろいろな事情により何人かは留年なり退学をしている生徒がおりますが、実態についてはつかめておりません。

次に、教育の課題についてお答えいたします。

私は、教育の課題は今後の重点目標というように読み替えてお答えいたします。それ

は、6点を重点課題としています。

1番目は、基礎、基本の確実な定着を図り、一人一人を生かす教育活動を展開する中で、自己実現と存在感を大切に育てる。

2番、みずから学び、みずから考え、主体的に判断、行動し、問題を解決する力を育てる。

3番目、生命を尊重する、体や他を思いやる心、感動する心を育てるとともに、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養う。

4番目、豊かな人間性や社会性を培い、国際社会に生きる日本人としての自覚を育て、世界の平和と発展に寄与する態度を養う。

5番目、個人の価値と能力を尊重するとともに、職業及び生活の関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う。

6つ目、日常生活において適切な体育、健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康、安全で活力ある生活を送るための基礎を培う。

これを重点目標に置いております。

あと、教育の無償化の件については、笠松企画員よりお答えいたします。よろしくお願ひします。

議長（吉田盛彦）

教育委員会総務課企画員、笠松君。

教育委員会総務課企画員（笠松眞年）

質問の義務教育の無償の件について、12番、井澗議員さんにお答えいたします。

教科書の無償給付を始め、学校の備品関係や図書の実充等といったハード面での負担は求めておらず、日本国憲法第26条の理念は実現していると考えています。ただ、児童生徒が個人で学校教育活動の中で使用する教科書補習資料、ノート類、筆記用具や教員類、実習費、また校外活動経費、給食の材料費、クラブ活動経費等を保護者等に負担していただいております。

各学校の平成19年度の1人当たりの金額ですが、小学校5校全体で、1学年で1万9,350円、2学年で1万7,003円、3学年で1万8,654円、4学年で2万1,371円、5学年で2万3,338円、6学年で4万7,214円となっており、小学校全体で2,477万9,000円を収納しております。全児童数で1,019名おりますので、1人当たり2万4,317円となっております。これらの負担金につきましては、生馬小学校では給食費、それから6学年につきましては修学旅行費が入っておりますので高くなっております。

続きまして中学校の金額ですが、1学年で3万7,836円、2学年で2万9,05

3円、3学年で10万8,708円、全学年で2,650万2,000円を収納しております。全生徒数で437名ですので、1人当たり6万645円となっております。これらにつきましても、3年生には修学旅行費等が入っていますので高くなっています。

また、これら以外としまして、卒業アルバムとして各学校で6,000円から1万2,000円、体操服で5,000円から1万円程度を負担していただいています。また、岩田、市ノ瀬小学校では制服代として1万5,000円程度、上富田中学校の制服代として4万円程度となっております。

各学校のPTA会費ですが、学校の規模等もありそれぞれ違いますが、500円から7,200円となっております。

また質問の小中学校費ですが、平成19年度では小中学校費計で、投資的経費を含めまして5億3,124万6,000円となっております。投資的経費を除きますと1億571万4,000円、それから、保護者負担の小中学校費の総計は5,128万1,000円となっております。

以上のような状況でございますが、この件につきましては校長、教頭会等でも協議しており、各校できる限り父母負担の軽減に努めておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。また、保護者負担の状況につきましては後ほど提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉田盛彦）

午後1時30分まで休憩とします。

休憩 午前11時28分

再開 午後 1時30分

議長（吉田盛彦）

午前に引き続き再開をします。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

今回は答弁漏れについては指摘しないのですか。

議長（吉田盛彦）

次にしますから。

12番（井潤 治）

あ、そう。2回目の質問をいたします。

町内の労働条件、雇用条件というのは非常に厳しいということが、1つは当局もそう押さえられているということは確認できました。ただ、私の言いたいのは、少なくとも法人住民税を納めている企業というのがあるわけですね。その状況がどうなっているかぐらいは、せめて手元に資料を取っておくということが、今後こういう場合の対応としては早く対応できるあれになるのではないかとというのがあります。

それから企業立地促進助成金のところで、雇いどめというのは、雇いどめという言葉は非常にいい言葉ですけど、ていのよい派遣労働者の首切りですね、そこで、首切ってしまうことなのです。これが、この工業立地促進対策助成を受けている町内企業の中にもあるということが明らかになっているのですけれども。

県の方もいろいろ考えているみたいですが、1つ紹介しておきますとね、この雇用の問題では、私たち、県議団を中心にして県内の大きな企業というのをずっと回って、正規労働者、非正規労働者の問題、雇用問題はどうなっているか、経営の問題はどうなっているかということ調査し始めているのです。上富田町へもNTNの方へ、今、申し込んでいてところで、まだ日程は決まっていなくてですけども。

そういう中で和歌山労働局は、昨年10月から今年3月までに、雇いどめという、いわゆるていのいい首ですね、それが非正規労働者は524人、50事業所であるというように発表しております。雇いどめは製造業だけでなく、生命保険会社などの金融機関にも及んでいると。それから、労働局に対する党の申し入れに対して、具体的な訴えがあれば直接雇用を指導すると明確に回答をしているわけですね、偽装請負を含めて。だから、そういう問題がもしあれば、また私たちもその対応をずっとしていきたいというふうに考えております。これは前置きですが。

そういう中で上富田町も、上富田町事業所等立地促進要綱というのが平成18年につくられているわけですけども、その第3条に基づいて事業所等設置奨励金、用地取得奨励金、経営安定奨励金という、この3つのものについて助成をしていくというやつがあるわけで、そのうち1つは用地取得の場合の2,675万円と。それから、今回21年度で事業所等設置奨励金ということで600万。あと、経営安定奨励ということでまたいくのしょうけれども。こういうふうに固定資産税はまけているわけですし、している企業が、先ほど町職員さんの答弁では、正規事業になるべく雇用せよという話を言うておるといふ話でしたけれども、やっぱりここにもその経営の問題がいろいろあるかと思うのですが、やっぱりその後をどうしていくのかというフォローの問題とか、そういうことも、きちっとやっぱり対応策として当局が取り入れるべきではないかというふうに思います。その点いかがでしょうか。

それからふるさと雇用再生特別交付金の問題で、私のところにメニューがあるので

よ。その中で、今、町長、先ほど答弁の中で5つか6つ、ふるさと雇用再生特別交付金の中では5つほど挙げられました。その中で特に道路とかそういう、子供の預かりの問題もありましたけどもね、やっぱりいろんなメニューがあるのですよ。介護分野、子育て分野、医療分野、産業振興分野、情報通信分野、観光分野、環境分野、農林漁業分野、教育文化分野と、幾つか分かれていますね。そのメニューの数といたらずごいわけですよ。

例えばね、1つはお年寄りたちが買い物に行く場合の、例えば介護保険とかを利用する場合、あるいはヘルパーを使う場合があるのですが、こういう場合に足の問題があるのですね。足というのは車の運搬のことですけれども、その送り迎えなんかをできるところのね、そういう雇用とかいうのに拡大できないものかとか。あるいは、例えばもう1つは介護保険ですけども、介護保険の値上げが今年は520円上げます。その中で、後で言いますけども、この介護保険を上げるに当たっては、報酬を引き上げる3%分についての分の全額を国庫負担すると、こうなっているのですね。

だから、町長最近よく言っているのは、そう言っているけども、なかなか来ないと。例えば上富田は、後から言いますけども64円ですか、入ってきているのはね。それを引いたら520円になるということで、あと3%分で100幾ら要るのだと思うのです。そのあとの部分をね、残りの部分、つまり国庫負担全部やるということができなかったわけですから、こういうのを利用してそのあとの部分を補うということにすれば、要するに3%の診療報酬の部分がずっと上がって、少なくなるのですね。そういうことが1つできるのではないかというような、そういうメニュー面で、もっと暮らし、医療、お年寄り、こういう人たちを守る、2年、3年の間に変わってもこれだけ格差ある社会の中で年寄りが一番大変なのです。ですから、そこへ目を向けるメニューを後で、皆さんもう持っているのだと思うのですが、かなりありますよ、いろいろメニューがあるので、それをぜひ拡大解釈することもできると思うのですね。うまく拡大解釈してこじつけたらという言い方は悪いけども、こじつけるのは皆さん、官僚の皆さんはよくやることで、それがあつたんじゃないかと思うのですね。

それから、緊急雇用の創出の問題でもそうです。雑草刈りとか、いろいろなことを言っておりましたけれども、宿直云々と言っておりましたけれども、むしろ宿直らより、もっとほかに創造的なね、暮らしを守る方にメニューがありますから、これもそういう方向へ目を向けていただきたいなというように思います。そこをもう一遍お聞きしておきたいというように思います。

雇用の問題は、何回も言いますけれども、まだこの3月の会社の決算期を迎えて、倒産する会社とかいろいろ出てくると思います。その中でますます働けない人たちが出て

くるように思いますので、そこらをひとつよろしく願いいたします。

次に、介護保険ですね。介護保険の保険料の問題です。これ、もう全般的にいけますので。

1つは、介護保険料で520円を上富田町は上げたわけですね。520円上げたのですが、先ほど申しましたようにその520円の内訳について、産業民生常任委員会、担当委員会に出した資料を見せてもらいますと、自然増で84円、介護報酬改定3%で128円、負担割合の増ということで19%だったのが20%になったので277円、弾力化ということで、現行4段階の細分化ということで95%を100%にするというやつのところですね。

この介護報酬改定3%で、128円必要だというのですよ、値上げするのにな。そして、そこで64円という処遇改善臨時特例交付金というのが入ってくるわけですが、その64円を引いたら520円になるのですね。

ところが、この中で128円のうち64円ということは半分でしょう。あと半分をね、これは当然、国がそう言っているのだし、そのぐらいの金だったら地方自治体もまだ、財政厳しいといっても捻出すればあるじゃないかと私は考えるのですよ。そこをせっかく町長、今まで介護保険は辛抱し、国保を辛抱してきてね、ここへ来てなぜこういうお年寄りを、特にお年寄りがそうなのですけども、いじめると私は言いたくないけども、そういうふうに取りれるようなことになぜするのかということをおね、私は言いたいところなのです。

もう1つね、今回の改定で全体として当初予算ベースで、先ほど係の方が言われておりましたけれども、保険料ですね、前年度の関係で言えばね。353万2,000円ですか、これだけ増えているのですね、値上げした分で。当初予算分です。これぐらいなものを町長、小出さん、合併せんと独立で行くということをおね、この近辺では皆、評価しているのですね。で、その評価は何につながっているかといったら、内政なのです。内政をどうするかということに力が入ってきたと。

そういう意味ではほかのところはね、内政に力が入らんのですよ、まだ。特例債借りて道つけんなんとかね、何だかんだで借金せんなんから特例債使えんと、もうほんまに田辺市はいっぱいですよ、それ。290数億円の特例債の枠があるのに、90億しかまだよう使わないというような状況でしょう。まあ、100を超えたか知らんけども。そんな状況の中で、せめてこのぐらいなものをね、介護保険料で6月補正でもして、入れたれと。入れたらどうやと私は思うのです。それが1つですね。

なぜそんなことを言うかといいますとね、年金がね、65歳から74歳、介護1号の人ですね、月2万4,500円の人があるのです。その人はね、土地は持っているので

す。で、家を持っているのです。そこへ住んでいるのです。固定資産税払わんならんでしょう。幾ら何でもそれ、まけてくれませんか。そしたら、2万4,500円から介護と国保を入れたらね、最低の人なのです、その人はね。3,775円払わんならんですよ、月にね。残ったのは2万725円しか残らんですね。これ、30日で割ったら690円なのです、1日に使うお金が。

だから私、前から言っているように、1,000円持っていくとか、500円玉持って歩いていくとかというやつが、こういうところに切実にあらわれているのですけどね。そういうことが起こっているのですよ。

だから、せめてこの介護の問題でもね、やっぱりそこは補うてやるのがいいのじゃないかと。それが、やっぱり内政をこれから充実させていく1つの道ではないのかというように私は思うのです。ぜひこれ、実現させてやってほしいというふうに思います。

ほんまにね、2万4,500円と、びっくりしましたよ、私、その人のを聞いて。それは、そして固定資産税も払わんならんしね、どないするのよと言ったら、そのときはもう子供たちから借りてくると言っていましたね。借りてくるといったら貸し借りですね。貸しもらいですね。なるのだろうと思うのですけども。そういう状況があるということなのです。政府は、それにもかかわらず消費税をさらに値上げするというようなことを言っておるわけですけれども。そういう問題をひとつ解決していただきたいな。

次に、この2つ目の介護認定の問題です。

介護認定の問題でね、行政担当している人から考えたらこの問題がないという。要するに、書いていることを実行していくという意味ではね、そのものについては問題はないというように考えられるのですけども、例えばね、新認定方式では審査会に提出される統計的な参考資料はもう要らないのですね。削除される。調査項目が74になったということなのですけど、1次判定のコンピューターで、例えば要支援に要介護1というのは専門家の認定審査会が決めていたのですけれども、それをコンピューターに入れてしまうことになるのですね。そうすると、もう審査会は要らないわけですね。審査会は2次審査をやるわけですけど、そのときに、新方式では統計的な参考資料というのは今までくれたわけですね。それに基づいて審査していたから、ある程度そういう知識を参考にしながら選択できたわけですね。ところが、それはもう要らないわけですよ。そうすると、審査会は何をするのかという問題があるのですね。だから、審査会の人の意見を聞きましたかという私は質問をしたわけですよ。そういう問題が発生するのです。

そして、この新認定方式をモデル地区を決めてやってみたのですね。そうするとね、おもしろいことがわかったのですよ。重度の人ほど軽度になるという判定が出たというやつがね、それが言われております。上富田町もね、私の心配は例えばね、平成20年

度のあの常任委員会へ出された資料によりますと、要支援1が69人、2が61人ですね。あと、要介護1からずっとあるのですけれども、例えば要介護1の人が68人あるのですね。今までその人たちは要介護1と判断されたのだけど、同じような条件の人が新しい認定方式にかかったときに、それは要支援2になるのではないかと。つまりその差ができてくるわけですね。サービスの差ができてくるわけですよ。保険料は上がるけれども、そういう差ができてきたら、重い人ほど軽く扱われるということが起こってこないかと。

例えばある例では、ヘルパーが月13回来ていたのが3回になったというようなこととかね、その判定が出ているのです。そして、それをそのモデルを中心にして懇談会をやったのですけれども、確かにそういう面があるなということを舩添さんも認めざるを得なかったとうことが起きてきます。

ですから、こういう影響が出たときに地方自治体の実行部隊である、事業者であるところの当局が、町がその人に対するどういう扱いをしていくのか、フォローできるのか。今までの人は、もうそのとおりかわかりませんよ。そやけど新しく人が、例えば本当は要介護1なのに要支援2になってしまうというような事態が起きてくるということが言われているわけですよ。つまり、重い人は軽くなるということがね、言われているのですね、全体として。確かにばらつきがあったので、それはいろんなことを精査してそうやってきたのでしょうけど、でも、そうなったときにどうするかという問題はね、私はやっぱりサポート体制というのですか、それはちゃんとしておかないかんのじゃないですかね。ですから、そういう意味では、自治体現場では要介護度の実態をきちっと反映させる取り組みが必要であるというように思っています。

それからもう1つのポイントは、各項目にかかわって調査員というのがありますね。今までだったら調査員がこの介護を必要とする人についてはこういう特徴があるよと、こういうことを注意しないといかんよという、そういう特記事項を書く欄があったのです。その特記事項を書く欄がなくなるのですよ。ということは、調査員の方が、この介護を必要とする人がこんな特徴があるよと思っても、それは書くことができない。つまり、それはその情報は伝わらないのです、審査会に。こういうことになるのですね。

だとしたら、これは法律で決められていますからそうやらざるを得ないと思うのですね。でも、実際の事業者はそうはいかないというふうに思うのですよ。住民に直接接しているところでは。そういう問題が起きたときに、当局はどういうふうにして対処していくのか。よっぽど気をつけていかないといかんのじゃないかと。それは、気をつけていくということ以外にないと思うのですけどね。そういうのを、しかし、参考にしながら認定をやっていくということが必要になってくるのではないかというふうに思うの

ですが、その点いかがでしょうか。

それからもう1つ最後に3%の介護報酬の問題ですけど、さっき言いましたように128円要ると。64円が交付金で入ってくると。ということなんですけども、この3%でね、上富田の介護の労働者の待遇改善になり、そして介護労働者として資格は持っているのだけど、あそこで働いたってちっともいいことないよというようなことが、ちゃんとそういうことじゃない状況に持っていけるのかどうかということが、1つやっぱり私は聞いておきたいというふうに思うのですよ。

過去、2003年と2006年の2回にわたって、2003年には介護報酬をマイナス2.3にしましたですね。2.3%削りました。2006年には2.4%削りました。合計でマイナス4.7%削っているのですよ。今回3%引き上げて、はたしてそういうことが可能になるのかどうかという問題がね、やっぱりあるのですよ。そこはどういうふうにお考えなのか。それをどういうふうにしていくかという問題があります。その3つを聞いておきたいと思います。

それから次、教育問題です。

教育問題で非常に数字的に、いろいろ忙しい中きちっと調べていただいて、後からまた資料をもらいますけど、ありがとうございます。結局ね、私、この質問をなぜしたかといいますと、あれだけ義務教育するのに、つまり町当局で予算組むけれども、それだけお金持っていかなかったら小学校教育も中学教育もできないのだということなので、大変なことだと思うのですね、これ。

そこで1つの問題提起をしてみたいのはね、例えば地方交付税です。皆さんは地方交付税と言うたら何か難しいとかいうように、まあ、あんたらは官僚の皆さんですから、そういうふうには思っていないと思うのですよ。

例えばね、私、三位一体の改革と、これはもう町長と、この点では握手できるのです。三位一体の改革がいかに大変な改革だったかという。というのはね、例えば小学校の平成12年の地方交付税の基準財政需要額、生徒1人当たり、児童1人当たり4万6,200円だったのです、単価が。それが平成20年では3万9,600円になっているのです。この13、14、15、16、17、18、19、20、8年間に5,214円も削られているのです。

それから中学校ではね、生徒1人当たりで3万9,200円です、これは。それが3万6,500円で、2,700円削られているのです。あと学級費、学校費、学校とのそのポイントですね、全部削られているのです。

それで、今朝ほど私、ちょっと早く起きまして教育委員会へ電話して生徒数などを教えてもらったんですけど、幸い財政当局にもその資料がありましたのでね、ちよっとも

らってきましたよ。そうするとね、平成20年の小学校費の地方交付税の基準財政需要額というのは1億4,506万2,000円なのです。それだけなのです。ところが、平成21年度の小学校費の予算はね、よろしいですか、ここが問題なのです。6,900万なのです、小学校費だけは。だから、これは20年ですから、21年はまだわかりませんよ。20年を例に取ったらね、基準財政需要額の約半分しか予算化できない状況なのです。その鍵はどこにあるかといったら、単価は削られているということですね。だから、地方交付税を削られるというのはそういうことなのです。

それで、中学校でいきますと4,039万6,000円なのです。平成12年では、これは平成12年よりはちょっと多いです、20年はね。だから、中学校費では5,800万。で、ここでは4,900万しかこの基準財政需要額は合計ではありませんからね、ここはちょっとプラスアルファされて組まれていると、こういうことになるのです。

つまりここにね、ここに教育費のまずさがあるのです。だから、憲法第26条の2項にいうところのこの満たされているのだという解釈はね、それは教科書がただで来るとか何とかというような、その点は守られていたとしても、これだけ単価を削ってくればね、これだけもしもとへ戻してくれたらそれだけの仕事ができるわけでしょう。それだけの負担を軽くすることができるのですよ、いろんな意味で。

だから、ここに大きな問題があったのだということね、私はぜひ知らないといけないと思うのですよ。同時に、予算をこれから立てるときに、一般財源、つまり地方交付税そのものは一般財源ですから、ところが需用費と収入額をはじいて、それで計算したその差額が交付税ですから、どんなに単価が安くても、その基準財政需要額には必要だと認めた数字は入っているわけなのです。補正係数を掛けても、後掛けで数字を出しても。つまり、その金、それだけ必要だというお金がその基準財政需要額の中に入っているわけですから、それは入っているからその分だけは別に交付税ももらっていない。足らん分だけ差額をくれているわけです。意味はね。その差のやつをいかに使い分けるかということになるのですけども。

だから、そういうことを考えたら、それぞれの各課がいろいろな予算を組むときに、地方交付税の一般財源化されているものがどういうふうに配分されているかというね、このところをやっぱり相当注意して見る必要があるんじゃないか。

上富田町は教育環境の面ではね、すばらしいと思いますよ。もう5校、全部やりましたから。ところが、田辺市なんかはまだでしょう。これからでしょう。耐震化やればね、もうそれで一応ハード面は終わりですわな、ある意味では。そやけどもね、それを除いた部分についてはこういう予算の状況なのですよ。

ですからね、交付税を一遍皆さん勉強していただいて、もうこんなになっていると

いうことをね、知った上で、やっぱりこのところにもうちょっと教育の方へ一般財源回してくれよと、町長がここにおるさかいに言わなあかんのちゃうんかなというように思うのですね。

で、先ほど、後でもらうわけですけれども、いろんな費用の問題、私もメモしていますので、中学校、小学校合わせて大変な負担。これは、でも、若干減りましたな、昔よりは。減っていますね。私、前、一遍、まだ3期目かぐらいのときにやったことがあるのですが、それよりは減っていると思いますけどもね。でも、これ、学年が上がっていくほど負担が増えているのでしょ。これだったらね、要するに日稼ぎとかね、労働者とか、そのような人たちはほんまに大変だと思いますよ、今、こういう状況。

でも、それを納めないことにはあかんわけでしょう。だから、待ってくださいという人があって、ほんな待ちましよう。でも、卒業までに納めますよというようなことがあって、上富田町はそういう意味でもね、教育の面でも父兄たちは非常に努力されているというのを聞いているのですけども。そういう状況なのですよ。

だとしたら少なくともこの中で精査をして、そして住民の暮らしを守ってあげると。今の状況を。今の政府は景気対策ばかりやるけど、こういうことには力入れないのですね。ほんまに守らなきゃならない住民の暮らしの問題、医療の問題、そういうようなところは金使わないのですよ。国保でもそうなのですけど。

だから、そういう意味で、この今、私、父母負担の問題を、状況をチェックしていただいたわけですけれども、これをさらに精査してみて、ここの部分はやっぱり一般財源で手当すべきじゃないかというようなことがあろうかと思うのですよ。その分析をね、ぜひチームつくってでもやっていただきたいと思うのです。そのためにこれをやってもうたのです。それが問題提起です、私のね。

もう1つ、その次に教育上の課題の問題で、教育長は6つ言いました。これは、文章に書いたときに外に見える、つまり教育目標はこんなになっているのですよ、こんなになっているのですよという説明にはなりますわな、確かに。それはそれだと思うのです。これいいことばかり書いているのですね。

でもね、私ね、思うのです。現実にあらわれている課題、子供たちを取り巻き、勉強する中で起きてきている課題というのはね、相当複雑だと思うのですね。そのことが本当に具体的につかまれているかどうか。つかまれているのやけど言わんと言うたら語弊あるのかな。言う場合もあるし、言わん場合もあると思うのです。

今わかっていることだけ言いましょうか。不登校の問題、さっき言っておられましたでしょう。それから、静かに学級で学習できない子たちの問題。これは岩田にもあって、やってもらいましたけどもね。それから、環境整備の問題があるでしょう。男女共生の問

題があるでしょう。さっきの男女共生の論戦を見ておましてね、私、感じたのはね、例えばね、平等にすることを決めるとします、いろんな会議で男女平等やと。でもね、それだけで男女共生は行かないのですよ。なぜかと言いますとね、意識の問題があります。認識の問題があります。女の人も男の人それぞれ、男はこうやぞと、女のはこうやぞというようなことを仮に持っていながらそれも言わないで、そういう認識を持った人が幾ら民主的なルールをつくって、で、決めたことをやれと言ってもね、それは男女共生にはならない、基本的な解決にならないですよ。

去年の総務教育常任委員会は、そのところを視察に行ってきたのです。それが最大の学んだことだったのです、私は。あなたたちのところはこういうふうにようけやっているけど、その認識はどんなになっていますかといったらね、徹底的に論議するということです。つまり、これは平等やからこうせんなんということやなしに、自分たちは本当に平等の立場で言えるのだ、参加できるのだという認識をね、いかにどんな場合でも、あらゆるところで、地域で、家庭で、そして職場で、いろんなところでそういう論議していくというのですか、その中で共生、男の人でも女の人でもそういうちゃんと真理と真実の前には問題ないと、発言して。そして、その真実と真理に基づいて決めていったらいいわけ、それが民主主義だと。だから、その認識をどういうふうにつくっていくかという問題を抜きにして幾らどんな立派な調査をやってもね、それは何にも生きてこないというふうに私は思うのですよ。だから、これは教育の問題ですね。こっちの企画の問題じゃなしに、教育の問題だと私は思うのです。そういう問題がありますね。

それから学力問題、教師の仕事量の問題。今、教師はね、さっきも2番議員さんがおっしゃっていましたが、いろんな雑用というのですか、一遍その雑用調査をやってみたらいいと思いますよ。本当に、すぐに帰れるというような状況じゃないですよ。だから、その雑用がどんな雑用があるかというのをご存じないと思います。教育委員会も、そのことはやっぱり知っておくべきであるというふうに思います。そして、教師がいかに関級経営に苦労しているかということをつかんでいただくような、そういう問題。

それからなるべく、その最後にね、問題としては、教育基本法の理念を教育長は先ほど言われました。言われたけど、それ、ほんまにどうやって実現できるかという問題についてはね、まだまだ手探りの状況やというふうに思うのですよ。それはフリートキング、あるいは討論というのをね、もっと徹底的にやらないと、その問題について。その問題に限ってやらないと、なかなか生まれてくる問題ではないというふうに私は思うのです。ぜひそれをやっていただきたいというふうに思うのです。

最後ですね、ですから父母負担は、つまり今の予算の上に父母負担についてはこれだけのお金を上積みしないと、上富田の小学校の教育も中学校の教育もできないのだとい

うこと。これが高等学校になり大学になったら大変なお金が必要になる。貧乏人はそれこそ、平等やと言っているけれども学校も行けない、能力があっても行けないという状況が出てくるのはそこなのですね。

そういうことで、4番目の問題とのかかわりがあるのです。それはね、私は農地を全部工業用地にしたり何かに転用したらいいという、そういう立場ではありません。ないのです。ないのだけでも、少なくとも子供たちに教育したいときに、その自分が持っている財産とかいうものを担保にしたり、あるいはそれをどうこういろんなこととして、そしてお金をつくりたいと思ってもなかなかつけれないという状況がね、今、農家の中にあるのですよ。そうしてやりたいと思っても。

これはね、やっぱり町土というものの均衡ある発展をね、やっぱりしていかなきゃいけないのではないかと。国道の端だったら、仮にですよ、私は売るのがいいと言っているのと違うのですよ。国道の端だったらうんというような値段で売れても、仮にそこが道入らんから二束三文だと、担保率も低いと、お金も貸してもらえないと。現金ないじゃないかと。ほんなら学校へどれだけやるのよということで、この子は能力あるのよということでね、それこそ夫婦の間でバトルが始まるのですね。そういうことが、もう現に起こっているのです。だから、そういう問題があるのでね、均衡ある発展というのはそういうことだと私は言いたかったのです。

そういうことのためにもね、4番目の町土の均衡ある発展ということで、町長、先ほど私、あの答弁でいいと思うのです。私も地域へ帰ったらそういうことを言って、町長はこう言っていたから好意的な発言だったよというように言いたいと思います。言いますけども、ぜひあそこの岡の問題もあっちの問題も、ちょっと待避所できたくらいの問題では解決しないのだというね、そこの認識を私は持った上で、さらに農商工との連携含めて町土をどう発展させていくのかという、都市計画の問題もあるやろうし、いろいろあると思います。上富田町はそういういろんな意味で非常に恵まれた、三角形の恵まれたこの道路網を持っているのですね。311号、42号、それから県道35号ということで、ちょうど三角形です。トライアングルですね。三角形というのは、どこからのどの辺から入っていても皆、中心に向かって行ける、そういう地形なのです。だから、そういう地形であるのであれば、なおその町土の発展を目指した、その均衡ある発展の1つの方向づけというのか、そういうのをぜひ小出さん、やっていただきたい。

先ほど、もう一遍繰り返しますが、介護保険についてはね、やっぱりもう今、内政の時代ですよ。住民の暮らしを守らなくして幾ら立派なものをつくったって、あるいはどんな立派な絵を描いたって何にもならないのですよ。ですから、そこへ転換するというのが、今、ほんまに合併せずに独立して歩んできたこの上富田町の光なのですね。

その光をやっぱり光らせてほしいというふうに思います。

2回目の質問を終わります。

議長（吉田盛彦）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

まずは雇用問題についてでございますけど、先ほどからお話ありましたように、上富田町へ法人税を納めていただくとか、上富田町で企業活動をしていただく、こういう企業については、やはり意見交換するということで情報交換もしております。その中で、先ほど言いましたように、例えばこの会社にくっついている企業の人と話したら、相当生産額が下がっているよというようなことでございます。ただ、これを町が補填できるような環境にあるのかないのか。

例えばトヨタ系の町であったらトヨタの自動車を購入するとか、三菱ということで企業しておりますけど、上富田町の場合は特定の業者を支援できるほどの余裕もないし、そういう企業もないのです。

例えば、ちょっと本議会中なので問題ありますけど、マイクロバスを買う計画をしてあるのです。上富田町には企業誘致で日産を誘致したケースがあるのです。あそこに里田街道に日産があるのです。ああ、日野自動車です。日野自動車の車を買ったらいいなと思ったのですが、反対に新宮電装はトヨタ系の仕事をしているよ、NTNは全般的にしているよということなので、やはりこれも問題あるような気がするのです。そういうことで、やっぱりオープンにせんなんというようなことがございますけど、私はもしここに特定の業者があつて、皆さん方をお願いできる要素があつたら、やはりこの車を買ってほしいとか、このものを買ってほしいとかというような格好のお願いはするのだけど、上富田町の場合は財政的にも、また企業環境もそういうことでないというご認識をひとつお願いしたいと思っております。

ふるさと雇用と緊急雇用の制度が始まったとき、窓口はまちづくりグループで相当職員に研修させております。その中で幾つかの案も出ております。目安の金額も決めております。大体上富田町だったらこのぐらいが認定されるのと違うかという、その中でも順位を決めてしております。今お話ありましたような形の中でもできるというメニューに入るとことはわかっております。ただ、つらいのは役場そのものがそういう形を雇ってできるのかといたら、できないのです。子育て支援の場合でありましても、例えば法人格を持っているNPO法人のSEACAへお願いするというようなことをしております。私自身も教育委員会へ問うたのは、小学生の英語力を高めるために教育的にも取り組みせよというようなことになっておるので、できたらそういう人も雇いたいな

という気持ちはあったのですが、できんというような問題がございます。

いずれにしましても、こういう問題については議論より、町が今、抱えている問題でいかに制度的に利用できるかということは研究はさせていただきますけど、100%その域に合致せんということもご理解をいただけるようお願いして、雇用問題については終わらせていただきます。

次に、介護保険です。

多分4月へ入ったら、全国の各市町村の財政力の評価というのが公表されます。これはもう毎年しております。今、平成19年度の財政力の公表がされるのですが、その中で類似団体を100とした場合、要するにプラスの場合だったら120、130また下がっている場合とか。それで、上富田町の1つの特異な点は、扶助費が相当類似団体より大きいということです。

井澗議員は今回は介護保険ということでご質問ありますけど、扶助費全般から言いましたら、上富田町は相当ほかの類似団体に比べて支出しているという認識をいただきたいと思います。確かにこの介護保険だけを少し6月とか9月で補正したらどうかということがございますけど、そうではなしに扶助費全般的にどういうふうになるかということは常々検討しているということをご理解をいただけるようお願いしたいと思っております。

また、3%のことがございますけど、3%のことにつきましては、極端な例を言いましたら、私は経営者側の問題が多々あると思っております。要するに3%の趣旨を理解していただいて、この理解に基づくような格好で経営をしていただいたら、それが介護士とか従業員の方にもはね返りませんが、経営そのものがしんどいとき、やはりどこを先に取りかというのは経営側の判断になってくるので、その点、できる限りこういう機会をとらまえて、事業を営んでいる方にこの3%の趣旨を理解いただけるというような格好でお願いしたいと思っております。

認定方法でございますけど、コンピューターの判定と審査会の判定の関係ですけど、私はもうすばらしい制度だと思っております。要するに、もう井澗さん再々言われるように機械で機械的に判定するのではなしに、その方法は別としても審査会で議論した中で判定を出しているということをごさしまして、こういう形のもので、まず私はいろんな意見を聞いて、審査会で判断していただけるように、このことについてはやはり審査会へも伝えさせていただきたいと思っております。要するに機械だけの判定に頼るのではなしに、一人一人十分審査していただけるようお願いしたいと思っております。

ただ、私は住民生活課へも教育委員会へも言ったのは、要するにこの介護保険も国民健康保険も健康が第一であるので、全庁的に健康の問題について考えていただけるよう

にお願いしたい。そのことによって、かみとんだ体操なり、てんとうむし教室をしておりますけど、ますますこういう事業が拡大されるようにお願いしたいと思っております。

教育の問題の中で、教育委員会で答弁させますけど、地方交付税の関係で少し質問ありましたので言います。言いますというのは、私は、井濤さんの論法だったら確かにそのとおりになると思うのです。私は、もう反対しています。何が反対しているといったら、国税そのものによって地方交付税の総額が変わる。そのとき人数が変わらなかつたら単価が変わらんというのが必要な要件になってくるのです。地方交付税というのは、ただ残念なのは、平成20年度の国民とかいろんな状況を決めるわけではなしに、反対に国税があって、その中の地方交付税の額が決まって、それによって配分されているという認識を、まず1つはしていただけるようにお願いしたいと思っております。

基準単価は、先ほど言いましたように決められた場合に、そのとおりにやるとなれば、これは一般財源では僕はないと思うのです。やはり地方交付税というのは一般財源でございまして、我々の裁量によってしております。一番削っている部分というのは、道路関係の予算は削っております。これを要するに先ほど言いましたように扶助費に回すとか、教育の部分にどういうふうにしているというような状況であるというご認識をいただきたいと思っております。

いずれにしても、地方交付税は上富田町は付近市町村に比べて相当低い。これはなぜ相当低いかといったら、基準財政収入額が多い。その結果、極端に言ったら財政力指数が今年から0.5上がる。そのことによって各種の負担が大きくなるというようなことの欠点も出てきます。上富田町は決して財政余裕ないのですが、いろんな負担割合が大きくなってきているのが実情でございます。

次に町土の発展の関係ですけど、私自身も100円ショップ、ああいうところへ行くとか安売り、時としては冷凍食品を買ったら、これはもう中国のものかなと考えることあるし、実際使っています。ただ、今よく考えたときに、地域の産業を守るとか日本の産業を守るときに、我々自身が上富田町の農産物をいかに消費しているかというのを考えなかったら、単価が安いので中国製品にたよる。そのことによって日本の農業の経営が苦しくなって最終的には自給率が低くなっていくというようなことがあるので、こういう機会をとらまえて、できましたら上富田町の農産物は、町で皆さん方に消費していただくというようなことをお願いしたいし、私自身は、先ほど井濤さん言われたように、学校へ行かれるときは農業所得というよりも現金の収入が要するにその家として必要になってくると思うのです。決して専業にこだわることなしに、時としてはその農家が兼業で生活できるとするならば、兼業も必要になる時期もあるのではなからうかと思っております。

そういう議論につきましては、今後とも続くというのは、やはり今、日本の農業は大きな曲がり角で、収入が少なくなっているのは現実なことでございますので、皆さん方のご意見を聞きながら農業の関係者の人とまたお話をさせていただくということで、ご了解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（吉田盛彦）

教育長、谷本君。

教育長（谷本圭司）

お答えいたします。

井澗議員さんの教育に対する考え方を聞かせていただきましたけれども、財政問題を含め、教育条件の整備については簡単に解決できない場合が多いと思っています。しかし、教育の現場においては努力目標として、学校経営の確立、教育内容の充実、教育機能の推進、進路指導の推進、そして当面する課題として、校長会、教頭会の中で十分論議して実を上げていきたいと思えます。

以上です。

議長（吉田盛彦）

住民生活課企画員、和田君。

住民生活課企画員（和田精之）

12番、井澗議員にお答えいたします。

朝ご質問いただきました国保税と後期高齢者につきまして、まずご説明をさせていただきます。

国保税につきまして、65歳から74歳までの方で資産割がなく年金所得が80万以下と限定してでございますけれども、20年度で7割軽減ということで1万6,200円になります。それと、介護保険料が21年度改定予定で2万9,700円ということで、4万5,900円になります。

続きまして後期高齢者の方におきまして75歳以上の方ですけれども、同じ条件で9割軽減ということで3,800円となります。それと介護保険の2万9,700円を足しまして、年間3万3,500円となります。差額につきましては1万2,400円と。

以上でございます。

続きまして2回目のご質問の、まず介護保険料ですけれども、介護保険料の当初予算ベースで先ほど353万2,000円、率にしまして2.9%のアップということで、これを一般会計から繰り入れできないかということでございますけれども、介護保険法で負担割合が決まっております、国が25%、県が12.5%、町が12.5%、40歳

から64歳の2号被保険者の方が30%、それと1号被保険者の65歳以上の方が20%と決まっておりますので、担当としましてはできないと判断をしております。

続きまして、介護認定の新方式につきましてですけれども、若干井澗先生もちょっと勘違いされている面があるかと思っておりますので、再度ご説明させていただきます。

要介護認定につきましては、1次判定ということで調査員の調査と主治医意見書から認定審査会における認定まで、介護の手間の判断によって審査が行われます。この審査の考えは、制度が実施されてから今日まで変わっておりません。

で、今回のポイントは3つあります。まず1点ですけれども、先ほども申しましたように、現行の82点から14項目減りまして6項目追加の74項目になりまして、調査の効率化ということで調査員が調査に主観が入らないように、観察、聞き取りに基づく事実の調査ということで、これも調査の平準化ということでございます。

それと2点目でございますけど、認定ソフトの開発ということで、現行のソフトにつきましては平成13年度のものに古いために、実際の介護に要する時間を反映していないということもありまして、新ソフトの開発ということでございます。

それと3点目ですけれども、認定審査会の審査の資料につきましても、ばらつきがないように変更ということで、これにつきましては先ほど特記事項云々ということをご質問ありましたけれども、調査員の特記事項、主治医意見書の内容というのは変わりありません。それで介護の手間の多少を論議ということで2次判定で医療、当町の場合でしたら医師2名、歯科医師1名、理学療法士1名、介護福祉士1名、社会福祉士1名の計6名の体制で、合議制によりまして判定をしていただいております。だから、この判定につきましては、その人その人の実情に合った判定だと思っております。

それと、この判定につきましても4月1日受け付けの新規の方及び継続の方からとなりますので、その点もあわせてよろしく願いいたします。

続きまして、3点目の介護報酬改定3%の件でございますけれども、今回、国の方では介護従事者の離職率が他の職種より高く、人材の確保が困難である現状を改善して質の高いサービスを安定的に提供するためと、介護従事者の処遇改善を図るということと、経営の効率化への努力を前提として経営の安定化を図るということを目的としまして、各サービスの機能や特性に応じて、夜勤業務の負担の大きなところに対しては的確に人員を確保できるというか、している場合とか、介護従事者の能力に応じた給与を確保するための対策として、介護従事者の専門等のキャリアに着目した評価とか賃金の格差ということで、特に山間部等における地域差の格差ということの見直しというような観点から、3%の改定となっております。

ただ、この点につきましては、先ほどから町長も申し上げますように、やはり事

業所の経営ということがございますので、先ほども1回目の答弁でもさせていただきましたように、21年度に国が行う影響検証事業でこの結果を待ちたいと思っております。以上です。

議長（吉田盛彦）

教育委員会総務課企画員、笠松君。

教育委員会総務課企画員（笠松眞年）

12番、井澗議員さんの地方交付税の件についてお答えします。

地方交付税の算定の件につきましては、先生ご指摘のような算入となっております。非常に厳しい状況となっております。この中で、予算要求の時点ではできる限りお願いをしています。今後とも要望してまいりたいとは思いますが、先ほど町長が答弁しましたことも考え、今後、進めてまいりたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

また、現時点では先ほどのように保護者負担をお願いしなければならない状況ですが、今後とも校長会等で協議し、できる限り軽減できるよう努力してまいりたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

1つ、私、そのいわゆる300何十万というのを一般会計へほうり込んだらどうかというのは、これ、減免制なのですね。で、それはできないというお話でした。しかし、この介護保険事業というのはね、地方自治法では町村が事業主体なのですよ。事業費は決めたらいいのです。そこで減免したらあかんよと国の3つの原則をね、国は言っています。そのうちの1つでも、例えば3つ言ってもらったらいいと思うのです。あと何分かあるのでね。言ってもらったらいいのですが、1つでもクリアできたらできるのですよね、これ。できないという考え方はちょっといかがなものかと。地方自治体ですから、ここは。事業主体はこっちですから、それは言えない。

それから、私は勘違いなんかしていませんよ。それは言っておきます。審査会が、言うたら底抜けになっていくのじゃないかと。それから、地方交付税の問題は町長が言うとおりでね、それはわかっているのです。だけど、それだけ厳しくなっているのですよと。自民党、公明党の連立政権がいかに地方自治体を苦しめながらやってきているか。国民を苦しめているかということを書いたかったわけなのです。今の点についてだけ答えてください。あとの町土の問題については、よろしく願いしておきます。

議長（吉田盛彦）

町長、小出君。

町長(小出隆道)

井澗さんの立場でございましたら、介護保険料だけ、町長、何とかせよということはございますけど、私自身は町全般のことでございますので、今言われたことにつきましては財政上難しいという判断をしていますので、その点よろしくをお願いします。

議長(吉田盛彦)

以上をもって12番、井澗 治君の質問を終わります。

(「3つの原則よ。国が指導している3つの原則というのがあるんやな。

それがみんなしがらみになってしもうて、できない、できないと。

だけど、その3つというのはね、事業主体が地方自治法では
上富田にあるのやから」と井澗議員の声あり)

議長(吉田盛彦)

引き続き3回目の答弁できますか。3つの原則について。

はい、難しそうやね。

はい、12番井澗議員の質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

2時35分まで休憩します。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時35分

議長(吉田盛彦)

再開をします。

それでは、これより議案審議に入ります。

日程第2 議案第1号～日程第28 議案第27号

議長(吉田盛彦)

この際、日程第2 議案第1号、上富田町介護保険臨時特例基金条例の件から、日程第28 議案第27号、平成21年度西牟婁郡公平委員会予算の件まで27件を一括議題とします。

日程第2 議案第1号

議長（吉田盛彦）

日程第2 議案第1号、上富田町介護保険臨時特例基金条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

念のために一遍聞いておきたいと思います。

6条です。6条の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てるということで、上富田町は128円ですね。それは満たされていないわけです。満たされていないのやけど、この解釈をどうしたら、どういうふうに解釈するのか。つまり国の基準でいったらどないになるのか、教えてください。

議長（吉田盛彦）

住民生活課企画員、和田君。

住民生活課企画員（和田精之）

12番、井澗議員にお答えいたします。

この6条につきましては、まず、この出し方でございますけども、3%に改正になる前のをシートで計算しまして、それから3%を財源として充てた場合どうなるかという試算をしまして、それから高額療養費も当然上がりますので、それを計算しまして、改定前と改定後の差額を3年間で割りまして、基本的には国の考え方は3%分の上がる分を21年度は全額、22年度は2分の1、23年度はなしということで交付されます。それを1人当たりにしまして、64円ということで計算をしております。

以上です。

議長（吉田盛彦）

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号、上富田町介護保険臨時特例基金条例の件を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号

議長(吉田盛彦)

日程第3 議案第2号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶君。

12番(井濶 治)

議案第2号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例に反対いたします。

520円という値上げの幅というのは、国の幅から言うたらちょっと多いという程度なんですけれども、これは後期高齢者とかそういった人にとってはもう大変な負担になると。特にこういう今の世相の問題がある中では、せめてこのぐらいは、私は一般会計

から補ってもいいという。先ほどこちらの職員の方はできないということだったですけども、三原則の中でのことを例にとらなければ確実にできるという問題があります。

だから、そういう意味で、そういうことをした方が、住民にとってはいいんじゃないかということで、反対いたします。

議長（吉田盛彦）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第4 議案第3号

議長（吉田盛彦）

日程第4 議案第3号、上富田町集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号、上富田町集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号

議長（吉田盛彦）

日程第5 議案第4号、上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号、上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号

議長(吉田盛彦)

日程第6 議案第5号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑をします。

質疑ありませんか。

12番、井濶君。

12番(井濶 治)

この条例を施行することによって、財政的にどのくらい潤いますか。

予測で結構です。

議長(吉田盛彦)

教育委員会生涯学習課長、木村君。

教育委員会生涯学習課長(木村勝彦)

12番、井濶議員さんにお答えいたします。

スポーツセンター、野球場ですけども、1日使用料で15万7,500円ということ
を今回上げさせてもらっております。4月から関西独立リーグが始まりまして、これが
4月から9月にかけて5回開催されることになっています。その分を一応今回付近市町
と合わせて同額を見ておりますので、そういった点で収入が見込まれると予想されます。

以上でございます。

議長(吉田盛彦)

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号

議長（吉田盛彦）

日程第7 議案第6号、上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号、上富田町学童保育所の設置及び管理に関する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号

議長(吉田盛彦)

日程第8 議案第7号、平成20年度上富田町一般会計補正予算(第6号)の件について質疑を行います。

ページごとに行います。

歳出、13ページからお願いいたします。

7番、奥田君。

7番(奥田 誠)

13ページの定額給付金事業の関係で、職員手当等の関係の、時間外勤務手当の方が120万ほどついているのですが、その、時間内でしないで時間外でするところはどういうことか、ちょっと確認をお願いします。

議長(吉田盛彦)

総務政策課長、小倉君。

総務政策課長(小倉久義)

7番の奥田議員さんにお答えをいたします。

ご存知のとおり、この定額給付金事業につきましてはおそばせ国会の方で議決されたというふうな状況の中で、急ぎ急ぎ業務をしなければならないということと、期間が定められておりますので、日常業務の中ではとてもとても追いつかないというふうな状況がございます。こうした中で、国の方から、上富田町につきましては事務費として1,371万円の全額の補助対象をいただいております。こうしたことの中で、早ければこの3月25日には郵送して取りかかりたいということで、日夜、毎夜、また土曜日、日曜日に残業して取り組んでおるところでございまして、そういう経費で120万くらい要るだろうということです。

それから、この給付金につきましては6カ月間のロングランの作業になりますので、

その間の時間外手当も見込んでおります。

以上です。

議長（吉田盛彦）

ほかに。

13ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

14ページ、15ページ。

5番、大石君。

5番（大石哲雄）

説明のときにちょっと聞き逃したかもわからないのですが、備品購入費の地上デジタル対応テレビ購入なのですが、購入先と購入方法はどのようなのか。

それから、町営住宅火災警報器の購入やさかい、これは設置するのは本人が取りつけるのですか。それとも、この中に設置費も入っておるのですか。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、山崎君。

総務政策課企画員（山崎一光）

ただいまの地上デジタル対応テレビの購入の件でございますけれども、現在、町が保有してありますテレビの台数は169台ございます。そのうち地デジ対応できているものが33台、あと、チューナー等を買って替えたなら済むというテレビも何台かあるのですが、もう機械等が古いというふうなこともございまして、一応、残りの136台の買い替えについて計上しております。購入につきましては、町内の業者さんをお願いしようかということで、細かい具体的な、どのような方法でということまではまだ聞いていないのですけれども、各施設とかを区切って、町内で分離発注というふうなことを考えております。

以上です。

議長（吉田盛彦）

産業建設課長、大江君。

産業建設課長（大江克明）

5番、大石議員にお答えをいたします。

町営住宅の火災報知機の件ですが、これはあくまでも町営住宅でございますので、個人じゃなしに町が入札なりをして取りつけるということでございます。

以上です。

議長（吉田盛彦）

いいですか。

5番（大石哲雄）

いいです。

議長（吉田盛彦）

ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

16、17いきます。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

18ページ、19ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

20ページ、21ページ。

（「なし」の声あり）

5番、大石君。

5番（大石哲雄）

生馬小学校整備事業費、ページは20ページですが、工事請負費、耐震化改修工事請負費なのですが、耐震化の診断を受けて改修すると思うのですが、耐震の診断内容、それからその診断に基づいてどのように改修するのか、それから改修して、結局、耐用年数はどのくらい増えるのか。永久的なものになるのかどうか。そこら辺、すみませんが。

議長（吉田盛彦）

教育委員会総務課企画員、笠松君。

教育委員会総務課企画員（笠松眞年）

5番、大石議員にお答えします。

生馬小学校の耐震診断の結果ですが、校舎でエキスパンションの関係で、2階の部分と3階の部分で2棟ございます。それで、2階の部分の1棟につきましては1.5077、それから、3階の校舎につきましては0.58となっております。

（「Isって何な」の声あり）

Isとは、耐震の診断の指標でございます。これが、0.7以上が国の基準で補助基準になりません。これ0.7以上あれば、ある程度の耐震にこたえられるということで、

0.7以下が国の補助基準になっております。その中で、今申しましたとおり校舎で1棟、2階の部分なんですけども、0.77で、国の基準以上になっているんですけども、これにつきましては、3階の部分の校舎との関係で、バランスの関係で、2階の部分につきましても若干の耐震補強をしなければならないという判定委員会の審査の結果をいただいております。そういう結果を持って行けば、国の補助金につきましても考慮するというので、今現在、内示をいただいております。

それから、体育館につきましては、 I_s 0.86ということで0.7より超えているのです。しかし、あともう1つ耐震の指標については、 I_s とq値というのがあります。q値というのがございまして、q値が0.68なのです。これが、国の基準でいきますと、1以下であれば補助の基準、対象になるということで内示をいただいております。

それから、耐震補強の方法なんですけども、まことに私、事務屋で、詳しい建築の方のことは知りませんので、答弁の方がちょっとつたないと思いますけども、よろしく願います。

体育館につきましては、やはり屋根の方のトラスの方の補強、かなりこれが必要になってくるということを聞いております。今現在。それから、校舎につきましては、先ほど言いましたように、かなり耐震の方の状態はいいということを聞いていまして、耐震補強につきましては、階段のところに窓があるんですけども、その窓を一部壁にして補強する程度で補強の方は済むということなのです。

ただ、耐震補強につきましては、何というのですか、壁の補強とかトラスとかいうことで学校の子供たち、それから生徒、先生らにとってもメリットがないといったらおかしいんですけども、やはり外壁の汚い部分の吹きつけできれいにするとか、屋根が非常に年数がたっていて劣化していて、台風のたびに散乱している状態で、非常に雨漏りの方等もございまして、その辺の改修がございまして、それで、かなり今回の生馬小学校につきましては改修の方へ力を入れていきます。

これにつきましても、今回、国の補正予算の関係で、耐震を進めなければならないということで、今までであれば耐震補強に関連した改修はすべて町費負担ということで、大規模改修するにはかなりの額をしなければ、国の基準をクリアしないということで、ほとんど、耐震補強のときに同時にします改修につきましては町負担でございました。それが、国の耐震の補強を進めなければならないという施策の中で、耐震補強関連ということで非常に国の方も改修については認めてもらっています。

今回、生馬小学校につきましては、その辺の補助金の方をフルに活用しまして、改修の方もかなり大幅な改修を行っていきたいと考えていますので、よろしく願います。

議長（吉田盛彦）

それやったらいつまでもつんかと聞いてあったけど、それはいいですね。

5番（大石哲雄）

大体わかりました。

議長（吉田盛彦）

ほかに歳出全体ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

歳出終わります。

それでは、歳入、10ページ。

（「議長、全体やるんですか」と井瀬議員呼ぶ）

議長（吉田盛彦）

全体やりますよ。やりますけど、あんた言うからややこしなってしもた。

10ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

11ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

12ページ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

それでは、歳入歳出全般でお願いします。

12番、井瀬君。

12番（井瀬 治）

この補正はもう決算に近い数字だろうというふうに思います。

そこで、三位一体の改革の影響、地方交付税、国庫支出金の負担金、補助金の削減力
ツットの状況、それから消費税の額とかそういうものについて、いつものとおりの答弁を
よろしくお願いします。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、浦君。

総務政策課企画員（浦 勝明）

よろしくお願いします。

ただいまのご質問ですけれども、まず消費税の方ですが、理論上の消費税につきましては7,030万1,000円でございます。それと、三位一体の関係で、地方交付税につきましては、2008年度が、普通交付税が14億268万8,000円ですので、2000年、平成12年との比較は5億7,624万9,000円の減少となっております。

それと、国庫補助金等の影響でございますが、20年度で9,210万円になるかと思えます。

よろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

議案第7号、平成20年度上富田町一般会計補正予算（第6号）に反対いたします。

反対の理由は、三位一体の改革によるところの地方交付税が5億7,624万9,000円、それから、国庫支出金の負担金、補助金で9,210万円のマイナスと。それから、消費税は7,030万1,000円というように大変な額であります。こういうことがもろに受けた会計であるということ。

それからもう1つは、これに対して町長は、大変だ大変だとは言うのですけれども、これに反対だという言葉はまだ聞いておりません。ですから、そういう町長の政治姿勢の問題。

それから3つ目には、私たちが住民本位と言うた場合に、住民の医療とか暮らし、命と暮らしを守るというそういう基本的な立場でやっぱりやっていただかなきゃならないという点におきましても、十分にやられていないということで反対いたします。

議長（吉田盛彦）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

7番、奥田君。

7番（奥田 誠）

議案第7号、平成20年度上富田町一般会計補正予算（第6号）に賛成をいたします。

この会計はほとんどが定額給付金に関する予算だと思うのですが、その中でも新たに創設された生活対策臨時交付金事業等の予算を組んでいただいて、その中でも南紀の台の整備環境や生馬公民館等の緊急避難場所の改修、そして、先ほど大石議員さんが質問しました生馬小学校の耐震化等の予算を計上していただいていますので、私は賛成をいたします。

以上です。

議長（吉田盛彦）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号、平成20年度上富田町一般会計補正予算（第6号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第9 議案第8号

議長（吉田盛彦）

日程第9 議案第8号、平成20年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号、平成20年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号

議長（吉田盛彦）

日程第10 議案第9号、平成20年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第2号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第9号、平成20年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第2号)の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号

議長(吉田盛彦)

日程第11 議案第10号、平成20年度上富田町水道事業会計補正予算(第2号)の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第10号、平成20年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号

議長（吉田盛彦）

日程第12 議案第11号、工事請負変更契約の締結について（平成20年度 第5号 地方道路整備臨時交付金事業 町道市ノ瀬橋線旧橋梁撤去（その2）工事）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第11号、工事請負変更契約締結について（平成20年度 第5号 地方道路整備臨時交付金事業 町道市ノ瀬橋線旧橋梁撤去（その2）工事）の件を採決しま

す。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

延 会

議長(吉田盛彦)

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は明3月18日午前9時30分となっておりますので、ご参集をお願いします。

ありがとうございました。

延会 午後3時05分